

平成29年9月定例会会議録

平成29年豊郷町議会9月定例会は、平成29年9月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏

産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

西澤清正議長 全員おそろいですので、定刻よりちょっと早いですが始めさせていただきます。

9月定例会を再開いたします。

(午前8時57分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前田広幸君、6番、北川和利君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載されている内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならぬこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。

また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、北川和利君の質問を許します。

北川議員 議長。

西澤清正議長 はい、北川君。

北川議員 それでは、改めましておはようございます。僕がトップバッターということで、一問一答でお願いしたいと思います。

教育長にお尋ねします。コンクールへの出品状況についてということでお伺いします。

8月初旬、京都造形芸術大学で絵画コンクールの出品作品を見る機会がありました。滋賀県内のほとんど市町の子供たちの作品が展示されている中、豊郷町の学校、園から出品された作品はありませんでした。

絵を描くことは子供の成長に効果的であり、作品がコンクールに出品されて評価されることは、保護者にとってもうれしいことだと思っておりますが、学校、園では、コンクールへの募集の周知をどのように行っているか、また、これまでの出品状況について答弁を求めます。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 皆さん、改めましておはようございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

ただいまの北川議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

北川議員が参観されたコンクールは、恐らく公益財団法人美術教育文化協会主催の世界児童画展だと思われます。8月3日から6日の間、京都造形芸術大学で開催されました。また、北川議員がおっしゃるように、絵や彫刻などの表現活動や作品を鑑賞することは、感性を豊かにし、豊かな情操を育むことにつながり、文化の香りを享受する心にも通じる大切なことだと考えます。

そして、町内の幼稚園、小学校、中学校においても、教育・学習指導要領に従って、発達段階に応じた表現活動や鑑賞がなされています。

さて、コンクールへの応募の周知と出品状況についてお答えします。小中学校の絵画、ポスター等のコンクールは、夏休み前に、さまざまな募集が学校に来ますので、各学校で、内容と、また負担になり過ぎないように検討し、夏休み前に一覧にして配布しております。

募集の一例を挙げますと、明るい選挙啓発ポスター、ごみと環境美化に関するポスター、農絵画コンクール、ふるさとお盆の思い出絵画コンクール、豊かな心をはぐくむ家庭づくり、中学生地域安全ポスターなど多数あります。

児童・生徒は一覧の中から選択し、夏休み中に制作して、2学期初めに学校に提出します。

今年度の応募状況は、現在のところ、両小学校で326点の応募があり、中学校では41点の応募がありました。

また、保育園・幼稚園、小学校、中学校の授業等においても、保育、教育課程により、作品の制作をしております。

例えば、保育園・幼稚園では、顔や絵本のお話や運動会など興味のある題材を選んでいきます。そして、全ての校、園が犬上郡展覧会や豊郷町でありますオータムフェスティバルなどに出品しています。

今後も、子供たちの創作活動を通して、心豊かな豊郷の子の育成につなげていきたいと考えております。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再質問、北川君。

北川議員 それでは再質問させていただきます。僕が、個人的ですけども、僕のとこの

孫の作品も出品されてました。それで、今の京都造形芸術大学に見に寄せていただきました。その中で、近辺の甲良町と豊郷町だけの子供たちの作品がなかったんですね。彦根市、多賀町、愛荘町、東近江市、ここら近辺、長浜もありました。なぜ、うちの町の情報というか、今、教育長がおっしゃったように、いろいろな出品作品の機会があるならば、こういう近辺の市町村が出しているのに、なぜ、豊郷、僕は、まず豊郷の出品がないかと思って、孫のも見て、ずっと見歩いたところ、1点も作品が展示されてなかったの、その理由というか、なぜ、それができなかつたかということを知りたいと思います。

教育長 議長。

西澤清正議長 教育長。

教育長 北川議員の再質疑にお答えいたしたいと思います。

甲良町と豊郷町だけが、作品がなかったということなんですけれど、今、お話ししましたように、多分、世界児童画展だと思われま。その作品は、実は、各学級単位での出品ということになっておりますので、それぞれ学校の中で、年間を通して取り組めるものと取り組めないものがあるという中で、授業を通してされていると、そういう出品があるのかなと。ただ、年間計画で、そういったものがほかのものに代わられている場合も確かにありますので、たまたま今回、学級での取り組みがなかつただけということであるので、学校までは通知が行っていたかと思いますが、年間の中での計画に上がってなかつたということでご理解いただきたいと思います。

北川議員 議長。

西澤清正議長 北川君、再々質問。

北川議員 これ最後ですけども、今の答弁よくわかりますねけども、じゃ、今の世界児童画展コンクールも、情報というのはあつたわけですか。あつて、なおかつ、その中で選択されたというふうに解釈すればよろしいの、答弁、最後の答弁。

教育長 議長。

西澤清正議長 教育長。

教育長 北川議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

お話のとおり、各学級ごとの作品の展示、個人ごとに応募作品であれば、先ほど、お話させていただいたとおり、子供たち全部に配布はさせていただいて、子供たちがその中から選んで出品していくということになりますけれど、学級単位となつてきますと、学級の担任の先生、そして年間計画の中での取り組みということになるので、今回は年間計画の中で、そういった児童画展の応募が

なかったということでもあります。

北川議員 情報はあったわけ。

教育長 学校には情報は来ております。

西澤清正議長 次の質問。

北川議員 それでは2問目も教育長にお尋ねします。保育園・幼稚園における保育・教育の取り組みについてということで、6月議会の一般質問で、各学校の取り組みについて質問しましたが、保育園・幼稚園における保育・教育の取り組みについて答弁を求めます。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 ただいまの北川議員のご質問にお答えしたいと思います。

北川議員から、愛里保育園、豊郷幼稚園における保育・教育の取り組みについてのご質問がありましたので、順にお答えさせていただきたいと思います。

まず、愛里保育園では、保育課程にのっとして、「健やかな心と体の育成を目指して、望ましい人間性と生きる力の基礎を培う」これを園目標にあげ、心身ともに健康な体づくり、あるいは保育士の質の向上、地域に開かれた保育園、家庭との連携、子供の人権尊重の5点を柱に0歳児から5歳児までの乳児、幼児に対し、それぞれの教室で、月ごとに、また発達段階に応じた保育を実施しております。

また、豊郷幼稚園については、豊郷幼稚園計画管理計画にのっとして「心豊かで、たくましい幼児の育成を目指してのぞましい人間性と生きる力の基礎を培う」を教育目標に、1つ目に主体的に遊ぶ姿勢、学びの芽生えを培う。2つ目、豊かな心と健やかな体の育成。3つ目、人権尊重の精神、道徳性の芽生えを培う。4つ目、基本的な生活習慣、社会規範、集団生活のルールを身につける。5つ目、人とかかわる力をつける。6つ目、育ちをつなぐ幼保小中、家庭、地域社会との連携の6点を柱に、幼稚園教育要領に沿って、3歳児から5歳児の幼児を教育しています。

最後になりましたが、愛里保育園と豊郷幼稚園、そして崇徳保育園は、園児相互の5歳児交流や職員の保幼小中連携、校区研などの交流を通し、それぞれの校、園の特色を相互理解し、町全体として、心豊かな豊郷の子の育成につなげています。

以上です。

北川議員 はい。

西澤清正議長 再質問、北川君。

北川議員 それでは再質問させていただきます。

保育園・幼稚園児、要するに、小学校に入るまでの幼稚園児、僕の解釈では、基本的な学校の教育もそうですけど、その中で、いかに小学校に入ったときに、40分なり50分なりの授業が、テーブルの上、机に向かって座って辛抱というか我慢というか、そういう教育、授業に対しての時間をきちっと机に座って学べるか、これがまず、僕は、第一の基本だと思っております。

そういう中で、そういう教育がしっかりとなされているのか。また、そんな中で、保育園・幼稚園の先生、いつも、先生が足りないという話も出ています。そんな中で、きちっと教育の一環として、先生の数がそろっているのか、答弁を求めます。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 北川議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、授業に向かう、小学校に入りますと、45分間の授業になります。ただ、保育園・幼稚園というのは、そういった時間では区切られておりません。

ただし、それぞれのカリキュラムに沿って、ある一定の時間でもって、教師の方が区切って、そこまでの子供たちの集中力を高めていくというような取り組みをいたしております。

また、先生方ですけれど、そういった非常に町の方の独自の講師等、あるいは加配等も配置していただいて充足しておりますが、しかし、個に応じた教育に取り組んでいくためには、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

西澤清正議長 再々質問、北川君。

北川議員 次に。

西澤清正議長 はい、次。

北川議員 それでは、3問目問いたいと思えます。町長にお伺ひします。農耕作業用自動車のナンバー登録の周知と現状についてお尋ねします。

6月議会の一般質問で、農耕作業用自動車のナンバー登録について質問をし、啓発に努めたいという答弁がありました。税担当課長、農業の担当課長、それぞれ、どのような啓発を行ったのか、また、啓発の結果、登録件数は増えたのか、答弁を求めます。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 おはようございます。6番、北川議員の農耕作業用自動車のナンバー登録の周知と現状についてお答えいたします。

まず啓発についてですが、税務課から、去る6月21日に町のホームページに登載し、広報についても8月に登載させていただき、啓発チラシについては、税務課窓口において啓発しております。

また、啓発の結果について、登録件数が増えたのかとのご質問ですが、前年に比べ、登録件数は増加しております。

以上です。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 改めましておはようございます。北川議員の農耕作業用自動車のナンバー登録の周知につきましてお答えいたします。産業振興課では、毎年8月に農家及び耕作者の把握をするために、所有者及び耕作者に関する申告書というものを配布し、提出をいただいております。

そちらの申告書の配布時に「農耕作業用の小型特殊自動車は軽自動車の申告が必要です」というチラシを一緒に同封し、啓発を行ったところでございます。

以上です。

西澤清正議長 再質問。

北川議員 はい。

西澤清正議長 はい、北川君。

北川議員 それでは再質問させていただきます。今の答弁、よくわかりましたけども、現実のところ、車等々でわざわざと見に回っているんじゃないかもしれませんが、認定農業者、この人たちの中でも、大きい大型の農業用の車両については、特に緑ナンバー、これはほとんどの人が受けてはります。受けてはるといふか、僕、車で通っていると必ず見ますのやけども、緑ナンバーは付けておりますが、小型車、トラクターにしても稲刈りにしても、小型車については、この認定者の人たちもプレートはつけておりません。

これは、やはり産業振興課長も、こういうのは周知徹底して、これは、認定農業者というのには、確かに、農業する人が少なく、若手が少ない、これもありますけども、これを取ってやるということは、1つの営利目的でやっています。お米をとってお金にかえて、これ、営利目的です。その営利目的の人たちが、要するに、大型の営利目的の人たちが、うちの町の町条例で、税条例で、前回も僕がお話したように、税条例の80条と87条について、条例となっております。あくまでも、わが町が、税収入が少ないということで、たとえ2,000円

だろうが、周知徹底して、必ず税を納めてもらうというのが基本だと思っております。

なぜならば、ほかの税に当たっては、最終的にいろいろな処置をとっていった厳しくやっておりますが、この農業のことについてはものすごく甘いです。たとえ1台2,000円だろうが、収入源でありますので、この理解と把握というのは、産業振興課長また税務課長、どのように体制をとっていますか。そして、どのように理解していますか。答弁をお願いします。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 北川議員の再質問にお答えいたします。

今回の啓発につきまして、年間登録台数が増加していることが事実でありますので、今後も引き続き啓発に努めたいと考えております。

以上です。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再質問にお答えします。

先ほど、議員がおっしゃられました認定農業者の方の大型のにはついてるけど、小型の方にはついてないということですけど、やはり大型についてるということは、認識は十分されていると思っております。

あと、先ほども申し上げましたとおり、今回、農家の皆様にこのような形のチラシを全部配布させていただいて、周知の方させていただいておりますので、また改めて認識していただけると思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

西澤清正議長 再々質問。

北川議員 はい。

西澤清正議長 北川君。

北川議員 質問はこれで、再々質問で終わりますが、産業振興課長に再度お尋ねします。

普通の税金ならば、所得税なり、事務所、一般で言うと、事業主が自営業でやっている場合は、法人にしても自営業にしても税務署が入ります。3年も5年も税金納めていないということは。

勘違いしてもらったら困るのは、町の税条例というのは処罰はありませんけども、国で言うたら法律と同じことなんです。これ、周知徹底して、認定農業者に対しては、これは認定の資格を取り消してもええの違うかなと、僕はそこ

まで踏み込んでもらいたいと思っております。

あくまでも税、税としていただかなんたら、町条例で決まっている以上は、課長の認識が甘いのかと僕は思っております。

やはり、町条例で決まっている以上は、周知徹底して、何も僕は、農業者をいじめようとかそんな気持ちはひとつもありません。税としてきちっと払ってもらうものは払ってもらわなければいけないと思っております。

先ほども僕は言いました。ほかの税ならば、町も周知徹底してやっておりますが、うちの町だけではありません、要するに滋賀県、ほかの都道府県でも、農業に対してはものすごく甘いです。

しかし、軽トラでも税金は1万円です。農業に対しては一律2,000円です。せめて認定農業者、営農組合とか認定農業者の大型車はついておりますけども、小型車はついておりません。せめて、そのくらいの認識を持って、産業振興課長も、また税務課長にしても、あくまでも町条例ですよ。こここのところの認識、本当にきちっと認識をしているのかしていないのか、最後の答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

私の認識ということなんですけども、先ほども申し上げましたように、認定農業者の方につきましては、やはり大型にはついていて、小型にはついていないということで、十分認識の方はされていると私は思っておるんで、その辺、ご理解いただきたいと思えます。

北川議員 課長の認識を問うてるのよ、僕は。課長がどれだけの認識を持って、このことをやっているかということをおね。

産業振興課長 軽自動車税で、今おっしゃられるように、農業用の機械、農機具ではございますけども、僕の認識として、もちろん全ての農業車両につけていただけたら結構だと思うんですけど、税条例にもあります、申告となっておりますので、皆さん、もちろん申告していただくように周知の方はしてまいりたいと思えます。

北川議員 課長そのものがどこまでの意識を持ってやっているかというのを僕は問うているわけ。課長が、条例に対して、条例というのはどういうことやということに対しての意識がしっかりと踏まえてなかったら、自分が認識をしていなかったら、この問題は解決しませんよ。条例に対しての認識、どこまで持っているの。

西澤清正議長 今のあれですので、もう終わりましたので次の質問に。

北川議員 税務課長に。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

今回、議員のご指摘により啓発を周知させていただきまして、コンバイン、トラクター、田植え機等、登録が増えたわけでございます。税の担当課といたしましても、今後、啓発に努めて、登録台数が増えるような形で周知をしていきたいと思っております。

以上です。

西澤清正議長 次の質問。

北川議員 次の質問の前に、議長、やはり、僕が質問していることに対して答弁を求めているのやさかいに、課長に。僕はそのようにできるはずやと思うから。きちっとした認識していたら。再度、もう一度、議長、やっぱり答弁してもらわなあかんわ。

西澤清正議長 周知徹底するというところで回答が出ていますので、それで。具体的なことですからね。

北川議員 条例に対して、僕、先ほど、言いましたやろ。国であれば、これ法律と一緒になんやわ、町条例というのは。しかし、処罰する権利はない。できない。しかし、うちの町の行政の課長として、どこまでの認識をしているかというのを答弁求めますわ。先ほども、答弁求めますと言ってますねん。

西澤清正議長 次の質問に行きます。次の質問。

北川議員 これは答弁ないのかよ。

西澤清正議長 次の質問に行きます。今、答弁はありました。周知徹底すると、そういうことがありましたので、次の質問。

北川議員 次の質問に入りますけど、答弁なしに次の質問というのはちょっとおかしいのと違いますか、議長。

西澤清正議長 今の答弁、周知徹底すると言うておられているので、具体的な策はなかなか出ないと思いますので。

北川議員 要するに認識をしてないということですね、僕はそのように解釈したらよろしいですか。

西澤清正議長 していると思います。次の質問。

北川議員 それでは次の質問に移りたいと思います。町長にお尋ねします。

改良住宅譲渡事業について、以下の点の答弁を求めます。改良住宅譲渡の進捗状況について。

2つ目、今後の譲渡の予定について。

3つ目、分離できない改良住宅への対応について答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 改めましておはようございます。それでは、北川議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の進捗状況についてですが、今年度、国の許可をいただきました長池団地、向台団地、高野瀬団地の合計4件につきましては、譲渡交渉を進めてきました結果、譲渡契約に至ったところでございます。

2点目の今後の譲渡の予定についてでございますが、長池団地、向台団地、高野瀬団地のうち、まだ譲渡できていない方に対して、譲渡に対してどのようなお考えをお持ちなのか、ご意向を確認するためにアンケートを配布して、回収しております。

その中で、さまざまご意見、ご質問をいただいておりますので、これからは、入居者の思いをお聞きしながら、譲渡交渉を進めていきたいと考えております。

3点目の分離できない改良住宅への対応についてですが、先の譲渡検討委員会やその後の議員全員協議会等で決められた方針に基づきまして、まず隣同士、両方とも譲渡を希望された方から、譲渡に係る協定書を結んでいただいた上で、譲渡契約を結んでいただく予定でございます。しかし、片方しか譲渡を希望されない場合には、分離可能で、返還された改良住宅の空き家、または公営住宅の政策空き家への転居についてご説明をさせていただいた上で、希望される方については転居していただくように進めていきたいと考えております。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再質問、北川君。

北川議員 再質問させていただきます。前年度、高野瀬団地40棟ほど、分離型が完了しました。これは、高野瀬団地が全部完了したんではありませんよね。分離できない改良住宅もあります。まずは、どういう形で進めていくのか。というのは、要するに、高野瀬、大町区、要するに、高野瀬団地の全棟先進めて、三ツ池の長池団地の方へ入ってくるのか。長池団地に文書で今アンケート出してますよね。先、長池の方へ、高野瀬団地全体を終わらせずに、先にこっちに入ってくるのか。さもないと、大町の中で、字の中にも分離型ありますよね。それも全部ひっくるめて、先、大町の方全部やっていくのか。中途半端で、今、高野瀬団地、分離型だけ先に進めて、今度は、全部終わってないのに、大町区の方が先終わってないのに三ツ池の方をやるのか。

ここら辺をはっきりと、今、アンケートとっているのは三ツ池はとっています。これは大町もとっていますのか。その中でも、先、どういうふうな順序で、順番で行おうとしていますのか、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、北川議員の再質問についてお答えいたします。

どういう順序で行うかという話でございますが、先ほどもちょっとお話しせてもらいましたように、譲渡できてないところを、大町、三ツ池関係なしにアンケートを配布しております。高野瀬団地につきましては、分離可能なところについては、ほとんどのところ、去年、譲渡ができたところでございます。これから、長池の方も含めてアンケートをとらせていただいて、できるところから進めていきたいというふうに考えておりますので、順序としては、大町、三ツ池、どっちが先やということではございませんので、そういう形で進めていきたいと思っております。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

北川議員 答弁そのものはよくわかりますけども、僕は譲渡委員会の方は入らせてもらいましたけど、全員が入ってましたのであれですねけども、やはり一棹ずつきちっとおさめていかなければ、中途半端なことばかりやっておったら、譲渡、進むところも進まなくなると思います。

やはり、高野瀬団地、大町の字の中の住宅、改良住宅ね、そこら辺を先にびしっと解決をして、それから長池入るとか、中途半端で、こっちをやって、また長池に入って、三ツ池に入って、また大町に入って、三ツ池、こんなやり方は不十分だと思いますよ。やはり、1つずつきめ細かく決めていこうと思ったら、まず大町、前回も4棟、5棟というのは、三ツ池をやりましたわね、分離型。このときに、今はありませんけども、前の課長、上田課長はモデルやと言うて、言葉に語弊があるかわからんけども、自分の解釈で勝手に進めていっていろんな予算を使うてきました。

そんな中で、やはり、そういうことが起きたらいかんもんなので、まず大町なら大町を先びしっと全部まとめてやってまう。そして次に三ツ池に入ってやるという順序の方法をとったらいかがなものかと思っておりますけども、最後に答弁求めます。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、北川議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの順序についてのお話でございますが、やっぱり高野瀬団地をほぼ分離可能なところについては譲渡していただきました。ただ、三ツ池の長池団地、また向台団地の中からも、うちの方はいつのしてくれんやという話も、多々うちの方に上がってきております。そうなりますと、高野瀬が終わってからでないと、三ツ池、長池団地、向台団地ができないということになりますと、わしら、長々待たされているというか、待っているのにと話もありますし、ただ、町としては、方針が、もう既にある譲渡検討委員会で、こういうふうにやりますよという方針は決められておりますので、その方針に基づいて、できるところからという形でさせていただきたいというふうに今考えておりますので、よろしく申し上げます。

北川議員 議長。

西澤清正議長 次の質問。

北川議員 それでは、最後の質問に入らせていただきます。

町長にお尋ねします。役場庁舎増改築の早期着手について。平成29年3月議会において、役場庁舎増改築の今後の方向性について質問させていただきましたところ、同年3月に開催された議会全員協議会で説明させていただきました庁舎増改築設計（案）により、平成29年度、再度実施設計に着手するとの答弁がありました。私自身、早期の工事着手を求めています。その後の実施設計の進捗及び今後の計画スケジュールについて答弁を求めます。

また、財源確保のための市町村役場機能緊急保全事業の個別施設計画及び業務継続計画の進捗についてもあわせて答弁を求めます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 それでは、6番、北川議員の役場庁舎増改築の早期着手についてのご質問にお答えをさせていただきます。

役場庁舎増改築事業につきましては、庁舎増改築の実実施設計に着手するため、平成29年6月28日に、指名競争により豊郷町役場庁舎増改築設計委託業務の入札を行いました。入札により、長浜市の株式会社環境空間設計に業務を委託し、協議打ち合わせを行ってまいりました。その結果、基本設計となります計画平面図の検討を行ってまいりました。この計画内容につきましては、過日8月31日の議会全員協議会におきましてご説明を申し上げます。ところでございます。

次に、今後の実施設計に係りますスケジュールについてでございますが、ま

ず、基本設計は9月末の完了を目標にしております。実施設計につきましては、基本設計の終わり次第ということで、10月から1月末の予定ということで取り組みをさせていただきたい。

それと、実施設計とあわせまして、本館棟の耐震診断の構造計算を行うということで、この計算と報告書の作成を10月から11月中旬に行いたい。また、本館棟の耐震診断につきましては、外部の第三者機関の判定機関に評価をお願いするというので、この評価につきましては、11月中旬から来年1月の間に、この評価に、審査機関に出すという予定をしております。

それ全て終わりました後に、建築確認の申請を行うということ、現在の予定としてはスケジュールを考えておりますが、今後、この判定委員会の評価や、また設計に関します諸事情により、この期日の変更が生じることも予想されるということで考えております。

次に、市町村役場機能緊急保全事業に係ります個別施設計画及び業務継続計画につきましては、まず、個別施設計画は現在進行しています実施設計と並行して作成をいたします。

次に、業務継続計画は、本年、この9月から来年3月にかけて、国、県によります業務継続計画策定のための職員向けの研修が6回にわたり開催されます。ちなみに第1回が9月15日ということで連絡を受けております。

このことから、この研修会の終了後より業務継続計画の策定に取りかかるということになるため、実質的には平成30年度に、業務継続計画の策定を行うという予定でございます。

以上です。

西澤清正議長 再質問。

北川議員 はい。

西澤清正議長 北川君。

北川議員 二、三ちょっとお尋ねします。非常階段等、要するに、この設計段階というか増改築に入るに当たって問いたいのは、僕は、個人的なことで全協には出席できなんだと、これは申しわけないと思っております。その中で、どういう経過なのかちょっと聞いてますので確認したいんですけども、この議場、旧のどこをなぶるとなると、空調全部なぶりますわな、なぶると思います。空調なぶった場合は、もちろん1階、2階にしても、しかりなんですけども、恐らくこの議場の空調も、旧の空調と新しく増改築して空調関係を全部なぶったときには、これ、使えなくなると思います。そうなると、この議場の空調も全部やりかえしなくちゃならない。そんな中で、この状況のままでは使えませんわね。

一旦ばらしてし直さなならないと僕は認識しています。

そんな中で、僕らも研修でいろいろな市町村を議員研修で回ってきて、議場がものすごく、少しすり鉢にして、もちろん傍聴席も一段上げて、そういうお考えを持っているのか、空調関係でなぶるとした場合。

もう1点、非常階段の幅、消防法で決まっていますわね。この議場の方でとると、通路、議場が狭くなりますわね、現状で。議場の方に1.5メートルというのが、非常階段の方に、このままで行って、幅をとらなくちゃならないというのは消防法で決まっているというのは聞いております。その中で、議場にとらずに、向こうの控室の方にとることができないのか。もう1つは、それをあわせて、全体、恐らくこれ全部ばらさんことには空調はできないと思います、設備が。そうなった場合、いや応でも、これなぶらなあかんかなと思うんやけども、全体を。

この横壁だけ残して空調をやりかえる、こんなのは不可能だと思います。電気関係の電気のコードから全部何もかもなぶっていくと。一旦、中を全部ばらしてやりかえなんたらあかんと思います。

そのときに、語弊あるかわかりませんが、ついでにと言うとおかしいけども、やはり議場、たとえ、後ろの方が20センチほど高くして、すり鉢状況にして、傍聴席も一段上げてするというお考えは持ってませんか、答弁求めます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 北川議員の再質問にお答えいたします。

この改築に当たりましては、まず、各課の職員の課から代表1名の方を選んでいただいて、その上で、今後どういう計画をすればいいかということで課にも聞かせていただいて、検討いただくということでお願いしております。

当然、議会につきましても、議会事務局にお願いをしているという状況がまず1点です。それと、今、お話にありました空調でございますが、当然、これも説明申し上げていますが、空調とあわせて、電気のLED化にすることになります。そうしますと、これ、天井全部改修になります。これはもう当然実施する方向だと考えています。

ただ、そうなりますと、この築56年経過年数しておりますので、天井下地自身が、多分軽鉄の下地であると思いますが、これが使えるかどうかという一定の判断がありますので、改修については、これもやはり全部改修する必要があるのかということは考えております。これは、1階、2階全てについて共通ということで考えております。

それと、非常階段のお話でございますが、現在、この議場につきましても非常階段はございます。ここの出入口で屋外でございます。ただ、屋外と、今回の改築にあわせて、この非常階段は、1階、2階増築しますので、屋内階段になります。3階部分は、一応屋外階段の扱いになるんですが、ただ、雨が上から入りますと下まで水が行きますので、当然、階段部分だけを増築することになりますので、それについては、屋内階段と同じような考えになると思います。

私の聞いている範囲では、屋外階段は、大体幅1メートル20以上と聞いております。屋内はやはり1メートル50以上というふうに聞いておりますので、当然、この非常階段については一定撤去して改築する必要があるのかなと。

それと、本館棟に接続しますから、建物が真っすぐでございませんで、増築に関しては、やはり出ているところについては一部解体をして、取り合い部分を持っていくという必要があるのかなというふうに考えております。

ですから、先ほど、北川議員の方から、この議場についての計画の提案がございました。私どもは、その内容について、私の課としてどうのこうのと、議場については申し上げるものではないと思いますので、議会事務局をもとに、どういった改修方法がいいのか、皆さんでご検討いただけたらというふうに考えております。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

北川議員 それでは再々質問させていただきます。なるほど、説明はよくわかりましたが、やはりなぶる限りは、今後数十年なぶらなくてもいいように計画をしていただきたいと思っております。まず、それは何かと言うと、僕の個人としての思いは、すり鉢状にしてもらって、もちろん空調をなぶるということは、本当に全体をなぶらなあかんということになりますので、それは調査をして、使えるものか使えんもんかというのは、それから後になると思います。まず、議会の承認が1つは要りますわね。僕は賛成の方ですので。

もう1点、エレベーターと男女のトイレは別々で考えているということを知っております。エレベーターは、前回も、全員協議会には出席できなかったんですけども、その前の説明では、向こうのトイレ側、今のトイレ側につけるとか、確かそういう記憶が、僕、ありますねけども、そこら辺も、エレベーター関係のことをもう少し、実施するとなった場合、エレベーター関係等々。また傍聴に来る人たちもスムーズにこの傍聴席に入れるような形で、エレベーター、また障がい者に対してもスムーズに傍聴できるような議場の環境づくりをしていただきたいと思っておりますが、そこら辺は、これからの段階で決めていくこ

とだと思っておりますが、預かっている課長として、どのぐらいまで把握して、今、答弁あったように、各課からの要望も踏まえて、どこら辺までの想像というか、ひとつ調べてみることにはわからない点もあるとは思いますが、どういう感じでおられますか、最後の質問です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 北川議員の再々質問にお答えをいたします。

私への質問でございましたエレベーターでございますが、今回の増改築に当たりましては、エレベーターにつきましては、1階から3階まで共通してエレベーターの使用をできるということで、増築棟の中で、今の計画では考えております。場所的には、現在の住民生活課の前あたりぐらいになるかなと思っておりますが、西向いての入り口ということで考えております。

それと、エレベーターはいろいろな大きさがございます。1人乗りなり16人乗りが標準的なエレベーターでございますが、今、考えておりますのは、1人乗りのエレベーターを考えております。これは別館のエレベーターの人数と同様のエレベーターを考えております。

それで、エレベーターになりますと、当然、土足になります。ですから、これも説明申し上げましたが、1階、2階の事務所については当然、土足化に向けて改修をしていきたいというふうに思っております。

ただ、3階につきましては、説明申し上げましたところ、一部、議場の土足化についてはどうなのかというご質問もいただきました。ただ、エレベーターで上がってきますと、当然、土足になりますので、その辺どうするかというのは1つの課題かも知れませんが、先ほど言いましたように、その辺も含めて一度検討をいただきたいと思っております。

確かに、全て改修すればいいんですが、改修しますと、工事費がコスト的に高くなるのは当然だと思います。ですから、どの工事範囲にするかというのは、当然これからの検討課題には思っておりますけれども、その前に、やはり、こういった計画で増改築するのがいいのかというのが全体的に出てこない限り、次のステップには上がれないのかなと考えておりますので、今、思っておりますのは、職員もそうですが、議員の皆様方もそういった改修内容について提案をいただいて、可能な限りできるかどうかの判断、またその内容については協議の方を行っていただきたいというふうに思っております。

北川議員 これで終わります、ありがとうございます。

西澤清正議長 次に中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

西澤清正議長 中島君。

中島議員 それでは改めまして、皆さん、おはようございます。町長にお尋ねします。

大町区における区長推薦による役員選出についてお尋ねします。6月議会で、同僚議員が一般質問した休止状態となっている大町区に対する対応について、町行政が自治会活動に対してできることは限られているが、区行政の再開に向けて、よきアドバイスに努めたいという答弁がありました。

区が休止状態となって1年以上が経過しており、区長推薦による役員選出もなされていません。町の事業にも影響が出ているのではないかと思います。今後、再開に向けた働きかけを担当課だけでなく全庁的に行っていく必要があると思いますが、下記の点について伺います。

1、区から選出され、町の事業に協力されている役職と役員不在による影響。

2、区が休止状態となってから、役員の選出について促したことはあるのか。

3、区は休止状態であるが、個人で役員と同様の活動をされている方もおられると聞いているが、そういった方を、町が役員と認めることはできないのか、以上の点についてお伺いします。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、区から選出された町の役員と役員不在による影響についてでございますが、区長から推薦していただいている町の役職は幾つかありますけれども、私は全部掌握しておりませので、関係課から後に答弁させていただきますが、人権政策課では、人権擁護推進員を推薦していただいているところです。

なお、町としては、現在、不在となっている役員についても極力影響の少ないように取り組んでいるところでございます。

2点目、3点目については、関連しますので、一緒にお答えさせていただきます。区が休止状態となつてからの役員の選出については、区長が不在の中で、町が個別に役員選出を促したことはありませんし、それはできないと考えております。

また、個人で役員と同様の活動をされている方を、町が役員として認定できないかということでございますが、町がそれぞれの区役員を認定することは、本来の自治会活動を阻害することになるとともに、それぞれ自治会で決められております区の規約を無視することになりかねないということから、無理だと

いうふうに考えております。

以上です。

中島議員 はい。

西澤清正議長 再質問、中島君。

中島議員 それでは再質問よろしく申し上げます。

人権政策課長の小川課長からお答えいただきましたが、各課、該当する役員と役員不在による影響を各課ごとにいただきたいのと、まず、役員を促すことはできないというふうな話でしたので、何でこのような質問をするかということ、ボランティアで交通指導員の役割をされている方がおられ、行政に、交通指導員として認めてくれないかと町民の方から提案をしたところ、前例がないから難しいと言われたと。

大町区再生に向けて、行政も働きかけをしていただいているとは思いますが、休止状態となり1年以上たっている中、時間の経過とともに再生が難しくなっていくように思います。前例がないから難しいというのではなく、区行政が休止状態になる事態は前例がなく、前例のないところに発生する問題は前例がないのが当然と認識しています。

行政は、前例のない問題解決に向け、どのような考え方をもち、どのように進められるのかお答えください。

また、豊郷町役場処務規則では、自治会等に関することは総務課の担当と明記されていますが、6月議会も、同僚議員の一般質問もそうでしたが、今回の質問に対しても、人権政策課が答弁されています。

人権政策課分掌事務を見ても該当はなく、人権政策課が答弁をされる理由をお答えください。

以上です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 中島議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、総務課の方から、各区長様にご依頼していますのは、交通指導員とシルバーキャラバン隊員のこの2つでございます。今、ご質問ございましたように、大町区の方から、交通指導員さんが、区からとしては選出をされていません。ただ、前任者の方が引き続いてという申し出がございました。それについては、業務としてはお願いをしているところがございます。区の推薦ではありませんので、保険等については当然対応している状況でございますが、ただ、区からの選出かと言われると区ではございませんので、その辺の位置づけがな

いのは事実でございます。ただ、私ども、交通に関する啓発する上で、やはり啓発が必要でございますので、そういった申し出がありますので、業務と申しますか、交通指導員としてはお願いをしているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それともう1点、この自治区に関して総務課の事務所管ではないかというご質問でございます。それと、以前から人権政策課長が答弁しているがということだと思いますが、これについては、その前か同じぐらいに、大町区の再編という中で、再編という言葉はなくて、大町区の自治会ということに関しては、今までから、地域総合センターが、三ツ池なり大町に取り組みと申しますか、かかわりを持っております。

当然区が今回こういうふうに区長が選ばれないというときにご相談があったのが、まずは隣保館のセンターの方に相談されたという経緯がございましたので、答弁については人権政策課の方でお願いをしているということでございます。

全町共通した自治会の関係については、私どもの所管になるというのは当然の話でございますが、そういった特殊な事情においては、それぞれの今までの業務を行っているところで取り組んでいただく方がいいのではないかと申す一定の中で、現在人権政策課の方でお願いしているということでございます。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 中島議員のご質問にお答えいたします。

各区の影響でございますが、大町区の役員の件に関しましては、公民分館長が現在不在であります。人権教育に係る人権教育推進会長ならびに推進員、そして事務局員が欠員となっております。そして、青少年育成区民会議の会長及び推進員、そして社会体育推進員が欠員となっております。

運営につきましては、各運営委員会、実行委員会等で欠員になった分を補っていただいておりますし、足りないところにつきましては、事務局の方で助け合ってやっております。そして、各字の区民さん、大町区民さんに対しましては、各戸・全戸配布等を促しまして、各事業に対して参加していただくよう呼びかけてやっております。

以上です。

西澤清正議長 各課の対応、ほかにありませんか。

上下水道課長 議長。

西澤清正議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、中島議員の再質問に対してお答えをいたします。

本上下水道課においては、該当する区長様をお願いをして選出いただいている委員につきましては、水道事業審議会の委員さん及び下水道審議会の委員さんとなります。各々の条例によりまして、水道事業及び下水道事業の審議会、それぞれに受益者の代表者を16名以内と、また学識経験者2名を委嘱するというように定められております。

そういった中、この委員の委嘱に当たりましては、学識経験者としては消費学習グループの代表者様、そして、もう1名の方につきましては、商工会の女性部長様をお願いをしておりますという状況にあります。

あわせて、受益者の代表でございますけれども、この受益者の代表といえますのは、水道、下水道それぞれに加入されている方が受益者ということになってまいります。そういったことから、その方々の意見を広く伺いするといったことが前提になってまいります。

そうした中、この代表者を決めていただくには、それぞれに、本町には16字があるといったことから、これまで、現在も16名の方をお願いをすることで進めてまいっています。しかしながら、現在、皆様方がよくご存じいただいておりますとおり、大町区が休止状態であるといったことでございます。

そういったことから、この大町区につきましては、各既に選出いただいております委員さんと同じ方法をやはりとっていくのが必要なのではないかといったことから、大町区については、再編をされたときに再度お願いに上がりたいということで、現在のところは考えているところでございます。

以上です。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 中島議員のご質問についてお答えさせていただきます。

住民生活課から各字区長さんに役員の選出をお願いしておりますのは、衛生班長と廃棄物減量等推進委員でございます。衛生班長につきましては、区の事業として取り組む一斉清掃の草刈りや川掃除、粗大ごみ収集のときの監視、ごみステーションの管理等、環境衛生全般についてご協力をお願いしております。

現在、ごみステーションの管理では、付近住民の方々のご協力によりまして、美観の方は保っております。しかし、粗大ごみ収集では、区役員の監視がないため、他所からの持ち込みや出してはいけないものが出されたりしております。

区行事としての一斉清掃や川掃除が行われていないため、場所によっては雑草が目立ったり、川に土砂がたまっているのが現在見受けられます。

また、廃棄物減量等推進協議会委員の選出を各字2名お願いしております。この協議会では、町のごみの分別収集や減量化、不法投棄防止等について協議をする機関でありまして、大町区としての意見をいただけていないのが実情でございます。

住民生活課からは以上でございます。

保健福祉課長 はい、議長。

西澤清正議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 保健福祉課の方からご質問にお答えさせていただきます。保健福祉課の方では、民生委員、児童委員さんの推薦とする候補者の方の人選につきまして、各字の区長さんの方をお願いをしているところです。

大町区さんの方につきましても、今回の区が役員さんの選出をされてないという状況以前から、民生委員さんが不在の状態が続いておりまして、その影響としましては、区民の方々、そして、本来なら大町に民生委員さんが配置されていることでいろいろな手続等の支援をしていただけたところですけども、おられないということから、ほかの民生委員さんが支援をしていただくということで、区民の方と他の民生委員さんのところへの負担というのが出てきているかなというのが影響と思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、医療保険課の方からお答えをさせていただきます。

医療保険課では、豊郷町健康推進員の養成講座を受けていただく方を、各字区長さんの方に推薦をお願いしておるところでございます。これは2年に1回というふうになっておりまして、皆様ご存じのとおり、健康推進員さんというのは、町民の皆さんが健やかで安心して暮らせるように健康づくりを進めていただいているところでございます。現在、大町区からはお一人、健康推進員さんがおられまして、その方とも、今後の後継者の方の推薦なりをお願いしております。

今後も、各字にも周知をして、健康推進員さんの設置をお願いしたいと思いますが、現在のところ、大町区長さんがおられないということから、区長さんへの推薦は依頼はしておらないところでございます。

以上でございます。

西澤清正議長 ほか何かありませんか。

教育次長ありませんか。

教育次長 ありません。

中島議員 議長。

西澤清正議長 再々質問、中島君。

中島議員 各課該当する役員さんがおられ、何らかの形で影響が出ていることと思います。そのような状況を打破するためにも、町事業にも影響が出てくると。また、大きくはそこに住んでおられる、大町区に住んでおられる方に多くの影響が出てくるのではないかと思います。

先ほども言いましたが、区が今休止状態ということは前例がないと。そこで発生する問題は、全て前例がないような問題が発生することが多いかと思えます。今までのやり方では、この問題は解決できないということで、各課で該当する役員を選出して、町全体で再生に努めていただきたいと思います。先ほど、総務課長の方からもありましたが、その問題で、人権政策課が対応しているというのは、何か少しおかしいような感じがいたします。

区行政が、大町区が休止状態以前の問題でしたら、人権政策課がいろいろな問題を解決に向けてコンサルティングというのはよくわかりますが、休止状態の中、人権政策課がそのままというのは、僕は、町全体の問題ですので、総務課がしっかりと対応して、処務規則でも書かれているように先頭に立ち、そこに人権政策課が協力していくと、各課協力していくというような形で、区の再生に向けていくのが当然だと思えます。

何でこんなことを聞くかと言うたら、前回でもそうですが、全く総務課の答弁もなく、今回はありましたが、人権政策課が答弁をされていたというところで、各自治会全体は総務課の管轄だというふうに認識しているのかと。今の先ほどの答弁だと、大町区に関しては人権政策課、イコール三ツ池もそういうふうになるんだと思えますが、その区別というのは、どの区別なのかよくわからないんですけど。

今回、休止状態となっている以上は、行政が全体で、各課協力しながら、区の再生にむけていかなければならない。特に一課だけがその問題に向けて奔走しているというのは、ちょっと再生に向けては、かなり時間がかかるのではないかと思いますので、いま一度その分けておられる区別のことと、町が今後大町区再生に向けて各課協力しながら、要は、区というバックアップがない限りは、ないので役員も選出できないと。区が休止状態になっているというところは、やはり行政が各役員を選出して、そこを足がけに区の再生に向けていくという方法もあるかと思えますので、一方通行じゃなく、しっかりと対応していただきたいと思います。

先ほども言いましたが、そこの大町区が、人権政策課という区別をされている。町が真剣に取り組むために、各課全体で取り組んでいくかどうか、もう一度再々質問です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 中島議員の再々質問にお答えします。

まず、人権政策課の担当につきましては、これは、皆さんも既にご承知でございますが、今までの経緯がございまして、地域総合センターが設置しているということにも関係すると思いますが、今までから、そういったことに関連しては相談を受け、また指導を行うというのが地域総合センターの仕事でございます。その中で、当然、地域の実情をよくご存じだという中で、一番いいのではないかとということでセンターの方をお願いをしているという状況でございます。

確かに事務分掌では自治会の関係はできますが、これについては、全体と見るのか個別と見るかという考え方だと思いますが、自治会については、行政の方からは指導というのはなかなかできません。といいますのは、区というのは、もともと区民の総意で成り立っているものでございます。明らかに任意団体ということで地縁団体ではございませんので、分けると任意団体になると思いますが、これは、あくまで大事なものは、そこに属される住民さん、区民さんの意見、考えがあって、区が成り立っているということでございます。

ですから、各字によっていろいろな考え方がございます。その中で、各字が組織を維持し、また意見を出し合いながら継続されているというのもございます。

それを統一的にどうのこうのということは、なかなか行政としては言えるものではないのかなというふうに考えております。

ただ、共通事項として、新たな問題、また皆さん、区全体でどうしていくわという話になれば、当然、全ての区と協議なり助言をさせていただいているということです。

以上でございます。

中島議員 じゃ、次行きます。

西澤清正議長 次の質問、中島君。

中島議員 それでは、町長にお尋ねします。

ふるさと納税にかかる経費及び予算充当について。ふるさと納税では、総務省から通達を受け、全国の自治体で見直しが進んでいますが、まだまだ伸びる

余地があり、寄附者の意向に沿う制度を充実させていく必要があると思いますが、次の点について答弁を求めます。

1、平成28年度のふるさと納税に係る返礼品、諸経費の費用は。

2、平成29年度8月末のふるさと納税の寄附額は。

3、ふるさと納税は年末に寄附が集中すると聞いているが、昨年度の寄附状況を踏まえた今年度の寄附額の推計は。

4、6月議会で、ふるさと納税を活用した町単独事業の提案を行ったが、寄附額が増えた場合、新たな町単独事業を行うことを考えているのか。

5、今後のふるさと納税を推進し、寄附額を増やすために、どのように取り組みを行うのか、以上の点について答弁を求めます。

企画振興課長 はい。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、1番、中島議員のご質問、ふるさと納税にかかる経費及び予算充当についてにお答えします。まず1番目の返礼品、諸経費の費用についてですが、平成28年度決算ベースで申し上げますと、返礼品の品物代と送料が約1,500万円。クレジット決済等にかかる費用と事務にかかる費用が約900万円でございます。

2番目の8月末の寄附金額は1,359件で2,203万5,501円でございます。

3番目の昨年度の状況を踏まえた今年度の寄附額の推計ですが、8,000万円前後ではないかと予測しております。

4番目の単独事業についてですが、今年度寄附していただいた分は来年度事業で充当する予定をしておりますので、今年度の寄附の状況を見つつ、来年度予算案の編成時に検討させていただきたいと考えております。

最後に、5番目の寄附額を増やすための取り組みですが、今年度は、昨年度になかった広告を行うということにしておりまして、関東での新聞、富裕層への雑誌の広告、またインターネット上の広告を導入して、関東での露出を増やしております。また、返礼品の提供事業者さんも、返礼品の種類や数を増やしたり、寄附額の階層を増やしたりして、より寄附していただきやすいように日々改善を続けているところです。

以上です。

中島議員 済みません。経費のところ、金額違ってパーセントで答えられますか。パーセント、どれぐらいかかっているか。クレジット手数料幾らとかじゃなくて、その全体の中のパーセントで答えられますか。金額よりパーセントの方がピン

と来るんやけど。

西澤清正議長 予算、このときのもう1回資料で。

企画振興課長 はい。ちょっとパーセントでは出しておりませんので、済みません。

中島議員 はい。

西澤清正議長 再質問。

中島議員 それでは再質問いたします。6月議会で、町長の答弁で、諸経費についてこのような答弁をされています。返礼品ならびに諸経費と合わせると、約6割強が消えている状況でございます。例えば、5,000万円といたしますと、2,000万円弱ぐらいしか利益が残らないと。その分、人員を1人多く配置すると1,000万円を切れてしまうという状況と答弁がありました。

人員を1人配置し、1,000万円を切るということは、ふるさと納税寄附金から人件費1,000万円が捻出されているのか聞きたいです。

人件費は、当初予算で組まれていると認識していますが、町長答弁の根拠と、事務費が全体でいくと、私の調べだと、約13%。全体の経費かかると約49パーセント。50%弱です。60%もかかりません。それプラス1,000万円の人件費がかかるというところで、その内容を教えてください。

伊藤町長 はい、議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、1番、中島議員さんの再質問にお答えします。

私が6月にお答えしたのは、人件費を入れて約60%かかっているのではありませんか。これは、企画振興課を分離したときに、ある議員さんから、それだけ人員が要るのかと。これは、やはりふるさと納税やいろいろな振興に対応するために人員を増やしたということで、その1名分を含めて60%ぐらいかかっているんじゃないかということで答弁したのであります。

中島議員 はい。

西澤清正議長 再々質問。

中島議員 それでは、再々質問させていただきます。ふるさと納税に係る業務の内容をお答えいただきたいのと、外部委託、それとあと外部委託以外の職員の業務の内容をお答えいただきたいと思います。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えします。

企画振興課員のふるさと納税に係る分の業務といたしましては、日々の寄附に係る状況の確認を行いまして、具体的に申し上げますと、郵便振替で申し込

まれた方には振替用紙を発送するでありますとか、あとは、ワンストップ特例の申請がありましたら、その処理をするとか、あとは問い合わせがありましたらお答えする、あとは業者さんとのやりとり等でございます。

以上です。

中島議員 外部委託は。

企画振興課長 外部委託につきましては、寄附を受けた後のお礼状やら受領証明の発送、それから各返礼品の発送の手配をお願いしております。

以上です。

中島議員 議長。

西澤清正議長 中島君、次の質問。

中島議員 それでは町長にお尋ねします。豊郷小学校旧校舎活用基金の使い道について答弁を求めます。

豊郷小学校旧校舎群は有形登録文化財に登録され、多くの観光客が訪れる場所となっています。旧校舎の保全・活用等を図るために、豊郷小学校旧校舎活用基金が設置されていますが、今後、この基金をどう活用していくのか答弁を求めます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 中島議員の、豊郷小学校旧校舎活用基金の使い道についての質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在、豊郷小学校旧校舎活用寄附条例がございます。これに基づいて基金の方の設置をさせていただいております。この第2条のところに、事業の区分が記載されておまして、実施する事業は、旧校舎の保存整備及び管理運営に関するものとするという規定がございます。当然、今後、これに沿った内容で基金の活用を考えているということでございます。

中島議員 はい。

西澤清正議長 はい、中島君。

中島議員 平成29年度充前一覧では、ふるさと納税、豊郷小学校旧校舎に関する事業が、寄附額で約300万円相当、充当となっております。今後も金額は変動すると思いますが、そのような寄附によって充当されるかと思えます。

平成28年度一般会計予算から、平成27年度末現在高1,776万2,406円の、これ、余ってくると思えますけど、これの使い道は。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

現在の28年度の残高につきましては、2,082万6,243円ということになります。今回、崩しておりますのは、ふるさと納税に係る部分で崩しておりますが、当然残りがございます。これにつきましては、先ほど言いましたように、今後、この旧校舎群の施設的に改修なり、大規模な改修等が考えられます。そういったときに備えまして、当然、今後、補助金等は考えにくいという状況の中で、そういったことが発生した場合にこの基金を活用したいということで、金額的には出ておりませんが、そういったときに備えて、基金の方に積み立てを行ってまいりたいと思っております。

中島議員 以上で結構です。

西澤清正議長 それでは、その議場の時計で35分まで暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時37分 再開)

西澤清正議長 再開する前に、北川議員が体調不良ということで退席されましたので報告します。

それでは再開します。

次に、鈴木勉市君の質問を許可します。

鈴木議員 はい、議長。

西澤清正議長 鈴木君。

鈴木議員 では、一般質問をいたします。まず最初、三度、副町長の選任について問います。副町長の選任について、町長は、6月議会で、「選任に至らずですが、私は、副町長は必要だと思っております」と答えられましたが、その後、どうなったのか回答を求めます。

2番目、引き続き、国民健康保険税の引き下げについて問います。新聞報道、8月24日付、中日新聞によれば、県は、8月下旬までに運営方針を正式に策定し公表すると報じられていましたが、公表されたのかどうか。

1つ、公表されたのであれば、本会議までに資料の提出を求めます。

2つ、さらに、保険料は全体的に下がると予想されるとも報じられていましたが、豊郷町は、具体的に幾らになったのか回答を求めます。

3つ目、財務規則第4条に基づく契約はどうなったのか質問をいたします。6月議会で、財務規則第4条に基づく契約が結ばれていないのではないかと質問をいたしましたところ、きちっと契約を結びたいとの回答でありましたが、この問題がどうなったのか回答を求めます。

次に、町長、教育長に、バンガローの解体問題について質問をいたします。この問題について、6月議会で、教育長は、「解体するようには向けています」と答弁をしたが、次の点について回答を求めます。

1つ、バンガローの解体に関する教育委員会の議事録の提出を本会議までに求めます。

2つ、教育委員会の現在の協議内容を明らかにしていただきたいと思います。

4つ目、介護保険に関する請願の採択をどう受けとめるのかについて質問をいたします。豊郷町の介護保険制度をよくする請願が、3月議会で採択されたことを受け、6月議会の文教民生常任委員会において、この請願の採択をどう受けとめるかと質問いたしましたところ、町長の方からは、「採択は重く受けとめて、法に準じてやっていきたい。ちょっとでも努力したなと認めるくらいは考えたい」と答えられました。

そこで1つ、今、どのような考えを持っているのか、回答を求めます。

2つ、そのときに、「一般財源からの繰り入れに関する全国町村会へのアクションを起こしてみたい」と述べられていましたが、それがどうなったのか、回答を求めます。

最後に、改良住宅境界線工事にかかるやり直し工事の費用負担について質問をいたします。改良住宅境界線工事の、いわゆるやり直し分の費用負担について、町長は、「9月議会までに裁判所に供託したい」と述べておられましたが、供託をされたのかどうか明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

伊藤町長 はい、議長。

西澤清正議長 はい、町長、どうぞ。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木勉市議員の一般質問にお答えします。

私からは、三度、副町長の選任を問う。そしてまた、介護保険に関する請願の採択をどう受けとめるか。

また、改良住宅境界線工事にかかるやり直し工事の費用負担を問うについてお答えいたします。

まず、三度、副町長の選任を問うという件でございますが、現在も、6月議会の一般質問にお答えしたとおりでございます。そして、介護保険に関する請願についてですが、まず、現在の考えといたしましては、介護保険事業は法に基づいて進めていくものであり、それを押して行うものではないと考えております。また、今後の保険料の算定に関しましては、現在、介護保険事業計画作成委員会での検討をお願いしたところでございますので、現在は見守っている

ところでございます。

また、一般会計繰り入れの全国町村会へのアクションにつきましては、親しい会長に相談をかけましたところ、我々は法に基づいて行政を進めるのであり、この件については、各会長に協力を求めるのは無理ではないかとのことでありましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、改良住宅の境界の件でございます。答弁の前に、「法務局」に供託をと言ったつもりでございましたが、「裁判所」と間違えて発言し、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。

法務局に供託の相談を行ったところ、本件については供託ができないという返事をいただきましたので、現在は供託はしておりません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

医療保険課長 はい、議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方からは、引き続き、国保の引き下げを問うというところについてお答えをしたいと思います。

まず、滋賀県の運営方針につきましては、先の全員協議会でご説明をさせていただきましたとおり、8月31日に公表されましたので、昨日、お配りをさせていただきました。また、記事の中で、保険料は全体的に下がると予想されるとの件につきまして、私も内容についてはわからなかったもので、県の担当課に、課長会の席で問い合わせましたが、県下各市町の中には、今後の傾向として下がる場所もあれば上がる場所もあるというふうに答えたというふうに申しましたので、それは新聞社の方の取り様ではないのかというふうにも、県の担当者の方が申ししておりました。現在、3回目の試算について実施され、9月中には各市町に協議の場を持たれるか、10月には入るというふうには聞いておりますので、その数値をもとに各市町と協議をし、そして保険料の算定根拠の部分が出てくるのではないかというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 私の方からは、財務規則第4条に基づく契約はどうなったのかということについてお答えいたします。去る6月議会において、契約を行っているのかの質問について、私の方から、行っていないと回答させていただきましたが、本町では徴収員として雇っており、本町の徴収員については、豊郷町税徴収員に関する規則及び豊郷町国民健康保険税徴収員に関する規則によって委嘱を行って

おります。そのことから、契約行為は必要ございませんので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、バンガローの解体に関する教育委員会の議事録の提出でございますが、本会議前に提出をさせていただいております。

続きまして、2番のバンガロー解体に関する教育委員会の現在の協議内容を明らかにされたいということにつきましては、定例教育委員会やスポーツ推進委員会において、解体することを確認しております。そして、跡地利用については、アンケート結果やスポーツ推進委員会等で提案されたさまざまな意見をもとに、現在協議をしているところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員、再質問。

鈴木議員 まず副町長の件ですが、現在もまだ選任に至っていないということですが、それはそれで町長の意志だと思いますが、今年度の当初予算には、副町長の給与分として、およそ500万円計上されていますよね。今後のことは別にいたしまして、少なくとも、半期は不在であったわけですから、少なくとも、およそ250万円は不執行になるわけですよね。

私、何年か前の9月の決算議会で、不用額が余りにも多いじゃないかという指摘をさせていただきまして、この数年、不用額がかなり減ってきて改善されている傾向にあるというのは思います。そのことは、会計の監査報告の中でも一定改善されてきているというふうに記載があったというふうに思っているところですが、少なくとも、この副町長の分の250万円、これはもう不執行になったというのは明らかですから、そういう意味では、これは減額補正するべきだと思うんですが、今回の補正予算でも、この分が減額をされていません。

お聞きしたいのは、なぜ減額をされなかったのかということと、それから、この担当課は総務課だと思われまして、ぜひ、財政担当の総務課だろうと思われまして、範を示していただいて、これは減額補正をするべきだと思いますか、いかがでしょうか。

伊藤町長 はい、議長。

西澤清正議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

本当に、6月のときにお答えをして、そしてまた9月にもという思いがありましたが、なかなかそのような状況に至らなかったということで、このまま行きますと、12月までに出せなかったら、12月には全額減額をさせてもらうという感じで、総務課長には、そのように私が指示したところでございます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 今、町長が答弁されましたが、このまま選考続けて、仮に12月までに新しい候補者が見つからない場合は、12月議会で全額減額するという意味で、今回、減額補正をしなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 はい、そのように思っていて結構でございます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、国保税の引き下げの問題ですが、まず、本会議までに資料の提出をお願いいたしましたところ、提出をいただきましたことをお礼申し上げたいというふうに思います。

豊郷町の保険料が、まだ幾らになるか、各市町もわからないと。町長いつもおっしゃっておられますが、上がる場所もあるかもしれないし、下がる場所もあるかもしれないということで、これが9月か10月ぐらいになるのかなという回答だったと思うんですが、厚生労働省は、この7月10日に、国民健康保険の都道府県化に向けた第3回試算の方針を都道府県に通知をしております。

7月4日には、香川県で開かれた中四国ブロックの会議で、来年度には、保険料の激変、つまり高く上がるというようなことが生じないような検討を、各都道府縣市町村にお願いしたいというふうに、厚生労働省の担当者が発言をしています。

第3回試算が、それまでの第1回、第2回とどこが大きく違ったのか3点。1点は、それまで、第1回、第2回では、その試算に反映されなかった国からの繰り入れの公費分が、具体的な額が明らかにされていませんでしたが、それが厚生労働省は、30年度の公費拡充分として、国が1,200億円投入すると、具体的な額を明らかにしました。つまり、この公費拡充分が、1つは算定の基

礎になったということが1つ。

2つ目には、一般財源からの繰り入れについても、いただきました公表された資料にもありますが、平成35年度までに段階的に解消するということで、今現在、繰り入れられている一般会計の繰り入れ分を、当面は、段階的解消ということで、その試算の中では一定反映されるということになりました。

3つ目には、先ほど申し上げましたが、保険料の激変を抑えるということになったことなどが加味され、第3回試算は、具体的に進むということになりました。

国は、この試算の結果を8月31日までに報告するように求めている、公表するかどうかは都道府県各市町に任せていたところですが、滋賀県は公表されたということだと思います。

そこで、1つは、県が試算をする際に、各市町に、実際の1人当たり、世帯当たりの保険料額の比較資料の提出を市町に求めています。うちの町も報告されたと思うんですが、非常に、かなり分厚い資料だというふうに私も思っていますので、今日でなくても結構なんですが、もう一度申し上げますが、国へ報告された実際の1人当たり、世帯当たりの保険料額の比較資料の提出をお願いしておきたいと思います。

2つ目、6月議会で、町長は、8月の第3回目の試算の結果とおっしゃって、これはもう少しずれ込むようではありますが、実際下がれば、鈴木議員や議員の皆さんと議論をしたいというふうに発言をされました。2つ提案をしておきたい。提案というか、議論のもととして提案をしておきたいと思います。

1つは、仮に保険料が引き下げられた場合は、これは、1,100、うちで20世帯ぐらいの全ての国保世帯が対象になります。私がこの間求めてきたのは、この国保の基金をどうするかという問題。国保の基金、平成28年度末で3,800万円に積み上がりました。

私は、この基金全部還元せよということを一度も申したことがありません。例えば、基金の半分2,000万円を還元するとしますと、国保の加入者がおおよそ1,120世帯ですから、平均1万8,000円程度になります。しかし、豊郷の国保は、減免世帯が6割以上あることから、実際、国民健康保険の、私たちの町は、減免を受けていない世帯、おおよそ40%の保険料で多く賄われているのが実態ではないかということ指摘をしまして、それが実態です。

そこで、私は、この基金分の還元は、加入世帯均一ではなしに、収入に対する実際の保険料の負担率によって還元額を算出するというのが平等ではないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの基金の件について、私からお答えします。

いろいろ議論もさせていただきたいと言うてございました。それと3,000万円あります。それが何年ぐらい基金として、どれぐらいためないかのかと、保有してないかのかは、やっぱり考えていかなければならないと思います。

おっしゃったように、その4割、そして、4方式が3方式に変わります。そういった中で、大変な状況になるかもわかりません。そこらも見きわめていかんならんと。それと、議員の皆さんもしかりですけども、国保運営委員の皆さん方にもいろいろ議論させていただいて、そういった中で、もし下がって、基金が今の状況であれば、どれくらいかはしっかりと、それは還元するのが私は当然だと思っておりますので、その成り行きをしっかりと見守っていきたいと思いますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方からは、試算に係る保険料資料の比較資料についての提出でございますけれども、一度、きちっとご説明できるような資料を確認いたしまして、ちょっとお時間かかるかもわかりませんが、またご説明させていただきたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木君。再々質問。

鈴木議員 今、町長の方から、議論をさせていただきたいという前向きな回答をいただきました。3月議会でも、軽減を図れる方法がないか勉強をしていきたいというふうに答えていただいておりますが、ぜひ、行政の方が、私は、今、例えば、どうかと提案をさせていただきました。一概に決めつけるつもりもありませんし、国保審議会ももちろんそうだと思いますが、ぜひ、今度の12月議会あたりでは、行政の方からも、具体的な方法、検討を提案させていただきたいということを求めたいと思いますが、もう一度回答をお願いしたい。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

12月議会のときに、本町の保険税が確定していればよろしいんですけども、先ほど申しましたように、4方式が3方式に即変えるのか、段階的に変えるの

か、そこらによります。今おっしゃったように、4方式ですと、その40%の方々に相当な負担がかかっていると推測はされます。しかしながら、これが3方式になってきますと、やはり、低所得者の皆さん方にも負担増になる可能性もありますので、そこらをしっかりちょっと見きわめなければならないと思います。

しっかり、やはり数値が出たときに対応はさせていただきたいなど、こういう思いでございますので、よろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員、次。

鈴木議員 次、財務規則第4条の問題ですが、もう既に委嘱しているという回答でありました。課長の説明、よくわかりました。ただ、そういうことであれば、これからは、ぜひ、その場で手を挙げていただいて訂正をしていただければ、私も、本会議で質問したことでありますから、本会議で質問しておかないとという思いで質問させていただきましたので、もし、これからそういうことがあれば、ほかの方も含めてですが、ぜひ、その場で訂正をお願いしたいと思います。

この徴収嘱託員ですが、どうでしょう。これまで、何度も議会でこの問題取り上げられています。100万円弱の徴収のために50万円弱、四十数万円でしたか、四十五、六万円だったと思うんですけど、賃金、報酬を支払っている。私、費用対効果というのは、民間に使う言葉ですから余り使いませんが、どうでしょう。それから、何より、やっぱりこれは税務課の本来の職務ではないかというふうにずっと主張しているんですが、来年度の編成で、この徴収嘱託員の廃止を検討されてはどうかと思いますが、回答を求めます。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

徴収員の費用対効果ということで、私も、過去の徴収件数の方を調べさせていただきました。22年度の徴収件数、26世帯ありまして、今現在、徴収行っていた件数が5世帯でございます。来年度の当初予算時において再検討いたしたいとは思いますが、

当課の職員で汗をかきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

鈴木議員 次の質問。

西澤清正議長 次ですか、はい。

鈴木議員 バンガローの問題ですが、本会議の前に資料の提出をお願いいたしまして、

提出をしていただきました。まず、その件についてはお礼を申し上げたいと思います。

現在の協議内容なんですが、アンケート結果やスポーツ推進員の意見を含めて、どうするかということを検討しているという回答でしたが、それは、提出をお願いした12月19日の教育委員会の議事録とは少し違うんじゃないですかね。

これ、平成28年12月9日。去年の定例議会で、亡くなられた西山さんが質問された後の委員会だと思いますが、ここでは、バンガローの件については、答弁としては、平成29年度以降に潰させていただきますと答弁したと、12月議会で。バンガローの潰した後いろいろ案があったけども、ことごとく却下された。29年度以降には潰させていただいて、設置させてもらおうと。これ議事録なんです。ちょっと違うニュアンスですよ、先ほどの回答と。

1つは、この説明をお願いしたいんですが、6月議会の社会教育課長の答弁は、主な点で3つありました。1つは、平成27年度の3月議会で、解体するよう努力いたしますというのが1点。内部で、何回か予算を上げましたが、跡地利用がはっきりしないということで予算がつきませんでしたと、これが2つ目。これ、議事録です。3つ目は、跡地利用についてはアンケートの集計結果でもあれだけの土地だけで何もできない。当分、空き地のままでいいんじゃないかということで進んでいましたというようなご答弁をされていますね。

この2014年の4月、2015年5月の広報に、このバンガローについての問題が、2回掲載されています。結果だけ言いますと、そこには、アンケート結果を踏まえて、老朽化した施設は撤去し、多目的に活用できる広場としますと、こういうように書かれている。町民に公表されている。

そういう意味で言えば、先ほど、6月議会で答弁された社会教育課長の答弁は、この広報誌と合致していると思われます。

ところが、6月議会で、教育長は、解体するのであれば、当然、跡地利用とこの解体がワンセットになると。当然ワンセットになると答えられた。このワンセットの意味がわからない。どういう意味なのか、説明をお願いしたい。ワンセットであるというならば、町民に公表したのは、解体をし、当面は広場にするとというのが、これがワンセットです。教育長の言うワンセットというのは、これとは違う意味合いであったような気がしますから、ワンセットというのは、このことを言うのか、いつから違うワンセットに変わられたのか、これ、説明をお願いしたい。町民に公表されたのはこのワンセットですから。教育長が言うワンセットというのは、一体何なのか具体的に説明をしてください。

こういうことをお聞きしていいかわからないのですが、内部で予算がつかなかったのという説明されているので、どうして内部で予算がつかなかったのか、これは聞かないわけにはいきませんから、ぜひ、予算をつけなかった理由の説明をお願いします。

最後になりますが、私は、この問題の性格は、本質は、単にバンガローを解体するかどうかという問題ではないと思うんですね。教育行政、町行政の運営の根幹にかかわる問題だと。つまり、教育委員会で、これ、議事録で決められた。それを町民にこうして公表をした。で、議会でも解体をすると約束してきた。それを守ってないわけですから。

これは、行政、教育行政運営の根幹にかかわる問題だと思いますが、どうして教育委員会の決定や町民との約束や議会の約束を教育委員会は守れないのか、教育長に具体的な答弁を求めます。

教育長 議長。

西澤清正議長 教育長。

教育長 鈴木議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まずは、教育長の、私の方の前回のときに、ワンセットということは確かに使っておりますし、私も読ませていただきました。このときの思いとしては、解体はするけれど、解体したままでは、後の管理上、また雑草等の部分も出てくるかと思しますので、何らかの、施設という建物になりますけれど、例えば、公園なりというのがありましたけれど、公園にするにしても、芝生の管理が必要だと思います。根本的には、15年の広報にもありますように、洋式トイレ化するという意見もありました。私も、それも大きなトイレの改装に入ってくるかなと思しますが、そういうことも踏まえてということで、トータル的に考えてワンセットという表現をさせていただきました。

ただ、いつまでも、私も、あそこにあのままであることは、中学生のこととか火災のこととか、安全上、やっぱり不審者とかいろいろな問題が生じてきますので、それは早い段階での解体が必要かということを思います。

ただ、その後いろいろと周辺の整備等の話も出てきました。しかし、あそここの河川もありますし、墓地もありますし、あすなろ園等もありますし、茶畑もありますし、蛇が出てくるという危険性もあるということも踏まえていますので、そういった意味も考えていくと、それぞれの意見を集約していくのは非常に難しいなということを思います。

でも、それよりもまずそこを解体することが一番のことだと考えております。これはもう間違いありません。

ただ、先ほどのワンセットの言葉にもう一度振り返りますけど、解体したままで放っておくのは一番よくないと私は思っております。そのために、その跡をどうするかという、洋式トイレも踏まえて、することは考えていかなければいけない、ここら辺が、今、協議しているところであることをご理解いただきたいと、こういうように思います。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。バンガローについての予算計上の話でございますが、私もかなり頭も悪くなりましたので、私の記憶では、要求されたことはないというふうに思っておりますけども。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 総務課長の今の答弁では、要望されたことはないということですか。後で、その点については、社会教育課長の方から、また答弁を、実際どうであったのかという答弁を、本当はそうしないといけないので、本会議なのでお願いをしたいと、具体的な点についてはね。

今、教育長がおっしゃったのは、これは、教育長、やっぱり教育委員会無視ですよ。私は、解体をするにはやぶさかじゃないと。だけど、あのままでしといたらどうかと、私は思っているんだと。これ、あなたが思っている。しかし、教育委員会、このときに出席された教育委員会、当時、久木委員長、嶋村委員、上林委員、谷口委員、おられます。このときに、もう私ではでないんですよ。教育委員会の皆様が、ここにも書いてありますけど、あのときでは、中途半端なあのままじゃいけないので、とりあえず解体をして広場にしておこうというのが、これが教育委員会、委員会の結論なんですよ。これが、町民にも約束をした結論なんですよ。あなたのお考えを聞いているんじゃないんです、教育長の。今、教育長は、「私は」とおっしゃった。「私は」じゃだめなの。委員会の決定をどうして守らないんですか。

私は、まず、この委員会で決めたとおり、早急に解体をし、幾つか不足ありますが、広場にしておくということを求めますが、もう一度回答をお願いします。先に社会教育課長から。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

予算要求でございますが、平成27年度から予算要求、まず最初にさせてもらいましたときには、土地利用が決まっていなかったということでございましたので、多分、総務課長の方まで行ってないかもわかりません。そして、28年度につきましては、地方創生の関係で予算要求を上げようと思いましたが、予算を上げるまでもなく、国の方で予算をつけてもらえなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

教育委員会、定例教育委員会の議題、協議事項あるいは決定事項を尊重して進めていきたいと思っております。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、介護の問題ですが、一般会計からの繰り入れの実態、全国町村会で、そういうことがなかなか難しいという答弁であったと、それはそれで仕方ないと思うんですが、そういうことであれば。ただ、ここに、私の持っている資料で少し古いですが、国会からの検査要請事項に関する報告、会計検査院法第30条の規定に基づく報告書、平成18年10月の資料として私、持っています。

できれば、後で、これ、町長の方に提供しておきたいと思っておりますが、この時点で、これを読めば、平成15年度で、26都府県の28市町村、当時は村ですね。16年度で、25市町村、一般会計からの繰り入れを行っている。これ、会計検査院の報告書で載っていますので、もしよろしければ、少し古いですが、後で提供をさせていただきたいと思っております。

町長は、法に準じてやっているというふうに、それは、行政のトップとしてはそのとおりやと思っておりますが、言いかえると、一般会計からの繰り入れは行えないという裏返しを聞いたと思っておりますが、私、委員会のときでも、この介護保険の制度ということで、1つの方法としては、一般会計からの繰り入れだけじゃなく、もっといろんな検討があるのではないかと。それから、町長も、どういう方法があるのか、そのはざまの問題を考えてみたいというふうにおっしゃっておられましたので、何かそういう見本が見つけれられたのかどうか、見解をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

何か妙案があれば考えていきたいということでお答えしたのは事実でございますし、ただ、先ほども申しましたように、今現在、委員会の方でも、第7期のその審査に入っているわけですから、しっかりとその成り行きを見守るのが私の務めだと。それが出てきた中で、また介護保険の審査委員さんの皆さん方、策定委員の皆さん方とも協力しながら、どういう形ができるのか、それも考えていきたいということで、今現在は、やはり真剣に、法に基づいて、委員さん、頑張ってくださいですから、それはご理解いただきたいと思いません。

鈴木議員 次行きます、最後の質問。

西澤清正議長 はい、鈴木議員。

鈴木議員 境界線工事のやり直しの問題ですが、供託はされていないという回答でしたが、そもそも、供託は、この問題ではできないと思うんですね。私も問い合わせてみましたが、供託する場合は、その目的、理由をきちっと明示しないかん。今回のような場合で供託されますと、それは公職選挙法に違反になるということです。これは供託ということはできないというふうに思います。

1つ考えてみたいのは、今回のケースを、例えば、国家賠償法にあてはめて考えてみたいと思います。国家賠償法の第1条には、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる」とあります。つまり、言いかえれば、公務員個々には重要な過失とかがない場合は、損害を賠償する責任は、公務員個々には及ばないという法律であります。

これは何のためにつくられたか。公務員の皆さんが安心をして公務、事業執行に当たることを保障するという制度でつくられたのが、この国家賠償法第1条であります。

今回の場合、供託ができない。寄附はもちろんです。町長給与の減額というのがありますが、減額をしたところで、それが、このやり直し工事分に追加になる、これもできません。これまた違反になります。

そうすると、町長もおっしゃっているように、住民監査もしくは監査で結果が出ればよろしいですけれども、裁判ということにならざるを得ないですが、なかなか出口が見つからない問題だと思いますが、町長の方で、何か出口を見つけれられたのかどうか、検討されたのかどうか、お考えがあれば明らかにして

いただきたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

確かに公職選挙法に触れるために、それで、その意思はあるということで、供託ができないかということで、それを思ったんですけれども、しかし、その趣旨自体が、私にその債権があるという、それが認められて、相手方が取らない場合は供託ができますよという形でございます。

そういった中で、これは特別委員会でもお話しましたように、今回の事案は、本町の懲戒の処分に関する指針に当てはまるかというて、絶えず、これには、職務の中でやったことで、どういうんですか、利益を得たとかいろいろなこととなると処分対象になりますけども、それには当たらないということをさんざん申し上げてきました。

そうした中では、なかなか、さっき議員がおっしゃったような、そういう方法しかないだろうと。要するに、住民監査請求の後は裁判によって、それは確かに行政がそれぞれ職務遂行上の瑕疵があったということで判断下されれば、それはそれで対応はできると思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 はい、鈴木君。

鈴木議員 住民監査請求、それが結論が出れば、それはそれでいいんですが、裁判になるということになると、非常に長期化される懸念があります。裁判のときに、判断の基準になるのは、この判例を読みますと、職員に故意過失または重要な過失があったのかどうかというのが判断の基準になるようではありますが、今、町長の答弁の中にもありましたが、今回のケースは、経過を見てみますと、不手際はあったとは私も思いますが、町長の、当時は副町長含めてですが、と協議をし、町長の指示を受けて業務を行ったものでありますから、故意過失や重要な過失というのはなかなか認められにくいのではないかと、私個人はそう思います。

もともと町が行った工事、地方公共団体が行った工事を、公共団体、町が支払うのは、私は、そこに不合理はないというふうに、私個人は不合理を感じません。

今回の問題を1日でも早く解決するために、もちろん住民監査、裁判という方法も1つの選択肢としてはあろうかと思いますが、もともとそこまで行かな

くても、もう一度申し上げますが、公共団体が行った事業、しかも町長、副町長協議の後指示を受けて行った工事、その過程において不手際があったというのは確かではありますが、その費用を公共団体が支払うということについては、私は何らの不合理も感じないんですが、最後に町長の見解をお伺いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

私も議員と同じ考えでございます。

以上でございます。

西澤清正議長 次に、村岸善一君の質問を許可します。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 はい、村岸君。

村岸議員 それでは、一般質問させていただきます。町長に問います。

高齢者の事故防止対策を問います。高齢者ドライバーによる交通事故が増加しています。今日も、テレビを見ていましたら、71歳の老人の方が、お店に突っ込んだと。それで5人の方がけがをされたというテレビ報道がされておりました。そうした中で、彦根署管内の平成29年1月から7月までの高齢者事故率が約31%、そして、豊郷町の事故率が23%となっております。また、町内65歳以上の運転免許保有者は、平成28年度末で1,077人がおられます。今後、高齢者の事故防止対策がますます重要になってくると思われま

す。そこで、まず1つ目、町での高齢者の事故防止の取り組みの状況について答弁を求めたいと思います。

また、身体機能の低下等の理由で、運転に自信がなくなった方には、高齢者運転免許証自主返納制度がありますが、運転に不安を感じていても、返納後の交通手段がすまいるたうんばすやタクシーのみのため、返納に踏み切れない高齢者も多いのではないかと思われま

す。高齢者ドライバーによる交通事故を防ぐためには、免許証の自主返納を促す必要があると思いますが、以下の点についても伺います。

2つ目、町内もしくは彦根署管内で免許証を自主返納された方の過去5年間の推移はどうなっているか。

3つ目、すまいるたうんばすや愛のりタクシーの利用人数はどれほどおられるのか。

4つ目、運転免許証を自主返納された高齢者に対して、タクシー運賃の割引

制度等がありますが、今後、こういった支援を湖東定住自立圏 1 市 4 町や町独自で拡大する考えはあるのかないのか、答弁を求めます。

以上です。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、2 番、村岸議員の高齢者の事故防止対策を問うについてお答えします。

まず 1 番目の高齢者の事故防止の取り組みですが、彦根警察署等と連携しながら、さまざまな機会を利用して、事故防止についての啓発活動を行っているところです。

次に、2 番目の自主返納された方の 5 年間の実績ですが、滋賀県警察の資料によりますと、湖東圏域の 65 歳以上の返納状況は、平成 24 年度 184 人、平成 25 年度 140 人、平成 26 年度 190 人、平成 27 年度 267 人、平成 28 年度 357 人で、年々増加傾向となっています。

次に、3 番目のすまいるたうんばすと愛のりタクシーの昨年度の利用実績ですが、すまいるたうんばすが 6,539 人、愛のりタクシーで豊郷町を通過している路線の利用人数ですが、8,413 人です。

最後に、4 番目の自主返納者に対する支援ですが、議員のおっしゃるとおり愛のりタクシーの回数券を支援しております。拡大等については、今後、圏域の会議の際にでも、各市町に提案してみたいと思いますが、予算も関連することから難しいのではないかと考えております。

また、町独自の拡大も現在のところは考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

村岸議員 それでは、再質問させていただきます。まず最初に、湖東交通の協議会というのが 1 市 4 町であると思われれます。その中で、豊郷町は愛のりタクシーと限定されておりますが、それを 1 市 4 町であるならば、路線バス等も含めた利用をできないものか、また、それと愛のりタクシーのチケットであれば、本人以外の者でも利用されていると思います。その見分け方はどないなっているのか、それもお聞かせ願いたいと。返納された方に愛のりタクシーのチケットを渡されておりますが、それが、その人に渡したという何か証明があるんですか、それもなければ、第 3 者に、愛のりタクシーのそのチケットが渡る可能性もあり

ますので、その点もどないなっているか聞かせていただきたいと思います。

それと、自主返納された方は年々増えておりますが、豊郷町内で、先ほども申しましたように、事故率が23%、これは28年度の状況です。それは、30人に対して、30件、昨年は65歳以上の方が事故を起こしておられると。そのうち7件が高齢者ということです。ちなみに、彦根署管内では、昨年313件の事故がありまして、そのうち97件が高齢者ということで、これを聞きますと、やはり自主返納される方がいいと思います。しかし、先ほども申しましたように、自主返納しても交通手段がないと。特に豊郷町は路線バスも走っておりません。

ですから、私は提案したいんですが、すまいるたうんばすは町内だけしか走っておりませんが、1市4町のそういう協議会があるならば、すまいるたうんばすも最寄りの駅、例えば、稲枝駅とか河瀬駅まで運行できるような方法をとれないか、そういうことも考えていただきたいと思います。

それと、自主返納されると、運転経歴証明書というのが発行されます。それは交付手数料を1,000円払えばいただけるんですが、その手数料を町で補助するとかそういう形をとれないか。そうすることによって、証明証を見せれば、要するに、補助制度が受けられると。それは警察署管内で、いろいろなところに補助制度が受けられるようになっております。例えば、どこどこのお店に行くと、10%安く物が買えるとか、そういう制度があります。ですから、私の考えですけれども、町内には、そういった商業施設や商店がたくさんありますので、町独自で、自主返納者にサービスできるように商業施設とかそういうところに話しかけはできないものか、それもお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、村岸議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の路線バスの件ですけれども、交通活性化協議会というのがございますけれども、路線バスのかわりに愛のりタクシーの運行をさせていただいておるところですので、なかなかバスの拡大というのは難しいと思いますので、愛のりタクシーのご利用をお願いしたいと思っております。

次に、チケットの本人確認ですけれども、実際のところ、チケットに名前が書いてあるわけでもございませんし、本人確認難しいとは思いますが。ただ、実際問題といたしまして、愛のりタクシーのチケットというのはお金と同じものですから、わざわざ返納されて、それを受け取られた方が転売されるような、

人に譲るようなことはないというふうに考えております。

次に、すまいるたうんばすのエリアの拡大についてですけれども、これも、法的な問題がございますので、なかなかよその市町村に拡大というのは難しいということで、過去から検討はされておるけれども、法律の関係で、今、町内を走っておるといところでご理解をお願いしたいと思います。

最後の証明書の件ですけれども、なかなか難しいところもございますので、今後、検討させていただきたいと思います。割引についての呼びかけ等についても、現在のところは考えておりません。

以上です。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

村岸議員 なかなか法律等で、すまいるたうんばすが町外に出ることはできないという話ですのやけども、そうした中で、何のためにそしたら1市4町が、そういう交通の協議会というものを立ち上げているのか。そうした中で、もっと具体的に、豊郷町はそういう手段がないので愛のりタクシーしかあかんのやとなれば、すまいるたうんばすが運行できるように話を進めてもらえるのか、絶対それはだめとなるのか聞かせてもらいたいと思いますし、それともう1つ、町内でそういう施設があります。警察の方は、そういうふうに割引とか、免許証見せればできるようになっておるんですが、豊郷町内の施設にはそれはありません。彦根の方にもありません。大津とか八幡、守山の方にはそういう施設を利用すれば割引等は受けられるんですが、町内、彦根署、その管内にはそういう施設がないわけですね。サービスを提供したという店がないわけです。

ですから、豊郷町から、みずからそういうふうに働きかけていくようにしなければ、警察に任せておいてもだめだと思います。

それは、やはり行政の方が、一步進んでやらなければ進んでいけないと思いますので、何とかこれは進んでいくように持って行ってほしいと思いますがどうですか、それもお答え願います。

以上です。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、村岸議員の再々質問にお答えしたいと思います。

すまいるたうんばすのエリアの拡大につきましては、先ほど、答弁させていただいたとおりでございます。なかなか難しいということでご理解をお願いしたいと思います。

また、町内で割引できるお店を増やすというところで、行政主導でということでご提案いただきましたけども、彦根警察署等と連携しまして、1軒でも出てきていただけるように頑張っていたらというふうに思っております。

以上です。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 はい、次の質問。

村岸議員 それでは、2つ目の質問をさせていただきます。町長に答弁求めます。

防災訓練についてお伺いします。今年も全国各地で豪雨災害が発生し、被害も多く出ています。今後、ますます防災訓練が重要となってくると思いますが、以下の点について答弁を求めたいと思います。

1、9月24日に実施される今年度の防災訓練は、何を重点に置いて行うのか。

2つ目、今年度の防災訓練で、自治会未加入者の訓練参加方法と各自治会への説明はどのように行っているのか。

3番目、昨年6月と12月議会で、学校、病院等の事業所を含めた総合訓練について質問をしておりますが、協議・検討は進んでいるのか、それもお答え願います。

4つ目、近年豪雨災害が増加しているが、豪雨災害を想定した防災訓練を今年度も実施する考えはないのか、以上の点について答弁願います。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 村岸議員の防災訓練についてのご質問にお答えをいたします。

まず1つ目の今年度の防災訓練についてでございますが、今年度も昨年同様に、東南海、南海沖を震源とする地震が発生したことを想定して、災害時における町また各字町民の避難誘導訓練を実施することにより、全町民に防災対策の重要性を認識していただくとともに、防災意識の高揚を図る目的で実施をするものでございます。

年に1回ではありますが、繰り返しの訓練により、有事の際の各自の行動、役割について周知と確認をすることにあわせ、災害時の避難指示、避難勧告による町民皆さんの避難誘導を重点に置いて実施するものであります。

2つ目の訓練参加方法と各自治会への説明についてのご質問でございますが、その中で、未加入世帯の方につきましては、広報とよさにより、訓練のお知らせと避難場所について周知をさせていただいているところでございます。

本年度の防災訓練実施要綱を8月24日の第2回区長会でご説明をさせてい

いただきました。そのときにご意見を伺ったところでございますが、その会議におきまして、区長さんの方から、区で掌握していない方が避難されたときの対応についてのご質問がございました。

訓練参加については、区への加入状況にとらわれず、一時避難場所に避難された方全てについて、避難所受付時の避難者名簿に記入をいただきたい。それと、その後の各自治会で行う訓練には、その参加された方に、可能であれば、その訓練に参加いただけるよう配慮をいただけませんか、いただきますようお願いをしたところでございます。

3つ目の事業所を含めた総合訓練についてのご質問ですが、今回の9月24日の防災訓練につきましては、現在のところ、本年3月に防災協定を締結しましたイオンビッグ株式会社様と、まず取りかかりとしまして、協定に基づく物資協力要請における情報伝達訓練を実施したいということで、現在も協議を進めているところでございます。

4つ目の、豪雨災害を想定した防災訓練についてのご質問でございますが、平成23年度までの防災訓練では、拠点避難場所ごとに実施をしておりました。その際には、土のう袋に土を入れて、土のう積みを行う訓練を取り入れて実施をしてきたところでございますが、24年度からは、町民の方の避難誘導を優先にした現在の訓練に変更して、ここ数年実施してきたところでございます。

そういった経緯から、ここ数年は水防訓練等については実施をしていないということでございます。

また、水害被害による避難につきましても、各字一時避難場所に違いはありますが、町民の皆さんの避難誘導としましての手順、対応は、地震災害時と風水害時は同様と考えているところでございます。

防災訓練の内容をどのように位置づけて今後行うかについては、町の課題ということで受けとめをしているところでございます。

村岸議員 再質問。

西澤清正議長 はい。

村岸議員 今の課長の答弁でわかりましたけども、1つ、防災訓練で本部の役割ですね。というのは、マグニチュード8.6の地震が発生したということ想定されて訓練を開始するんですけども、職員の参集方法はどないなっとるのかと。マグニチュード8.6となれば、道とか、そういうところは絶対崩れておると思います。そうした中で、今までやったら、恐らく車で来ている方も多いと思われませんが、そういう訓練で実際にええのか、職員の参集するのがそういう状況でええのか、そこも、また1つ、今後どうしていくのか、それも1つ答弁を求めたいと思

ます。

それと各自治会に避難される方は、大体限られた人数がおられますが、その中で、自治会から、仮に要援護者、救護者があると本部に入ったときに、本部の方では、そういう対応はとれるように訓練されているのか、それもお答え願いたい。

それと、水道が破裂したりすると水が出ませんので、そういう給水の方法等も本部の方では準備されているのか、それもお答え願いたいと思いますし、それと自治会の未加入者、現在、世帯数でいきますと、全部で、自治会が把握している世帯数は1,632世帯ですね。それを豊郷町全体で見ますと、未加入者を含めると2,936世帯あるということです。約倍近い方が自治会には未加入という世帯になってくるわけですね。

そうした中において、第一時避難所にその方が来られたときに、区としての対応は、町としての対応はできるのか、実際できないと思います。その点はどのようになっていくのか、もっと深刻に考えていかなければならないと思います。

それと、水害の件ですけれども、これは、今年の6月の議会で、集中豪雨で河川が氾濫し、庭先まで水につかったという質問させていただいたところ、答弁いただいたときに、豊郷町では、川は宇曾川があります。それと新幹線から上は豊郷川で、水は恐らくとめられるだろうという回答が得られました。

しかし、新幹線から下には、そういった水の流れる川が、普通の川しかありません。そうした中で、集中豪雨があれば、家まで水がつかったという話をさせていただいたところ、下流には彦根市というのがありますので、その下流の彦根市と協議をして、河川の改修をしていきたいという答弁をいただきました。

それが今年の6月ですので、今日までにそういう協議がされたのか、ひとつ答弁を求めたいと思います。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 村岸議員の再質問にお答えをいたします。

まず1つ目の訓練におきます本部の役割ということで、特に職員の参集訓練のご質問でございます。当然、職員等については、遠方から来ている職員もでございますし、全てが町内の職員ではございません。ですから、訓練では参加いただきますが、実際には、遠方の方が車等で来られるというのが実態だと思っております。ただ、今、質問にございましたように、災害のときに、本当に、車であろうが徒歩であろうがここまで来られるかということが考えられます。

それは、私どもではなくて、全市町村の課題だというふうに言われております。

これは、実際には、そこに来られる職員が対応するというのが原則になってしまいます。訓練も、どういうことを仮定するかという訓練を考えますと、例えば、長浜から来ている職員に自転車で来なさいと言ったところで、それが実質どうなのかということもあります。そういうことを含めて、そういった参集訓練については、今後も、当然検討して、やり方については考えていきたいなというふうに考えております。

それと、各自治会に避難されますときの要援護者の関係だと思えます。当然、要援護者については、あらかじめ各区長さんの方で登録されておりますので、各字では、そういった方の名簿はご存じだと思いますが、ただ、区に加入していない方についての取り扱い、それについては、区以外でどういうことをするかについては、引き続き担当課の方と協議をしていきたい、検討もしていきたいというふうに考えております。

3つ目の水道と給水の話でございます。これは災害時に、当然、ライフラインということで、水道、水が要ります。現在、備蓄倉庫に水道水、ペットボトルも備蓄しております。当然、可能な範囲でそれを使っていきたいと。

よく災害で言われますのは3日分の食料ということで、3日たてば、応援物資が来るというか、最近、そういうマニュアルということもありますので、そういう考えがございます。

それと飲料水ではないですが、使える水ということで、今検討しています庁舎の増改築にあわせて、水をためていく、そういったものがないかということで現在検討をしております。

次に、自治会加入者の人数ですが、先ほど、1,632世帯という報告がありました。多分、この数字は、毎年、区長様に世帯数の確認をして報告いただいています。これは、確かに住民票に登載されていますのは2,936ですから、多くの差があるように思います。

ただ、この私どもの区長さんに世帯数の報告いただいていますのは、チラシとかそういったことで、区が直接把握しているということで、1軒に世帯分離している、家が2軒ある場合でも1軒というカウントをしておりますし、いろいろな実情に応じてこの数字が出ております。ですから、1,632以上に、私は、区で把握している方がおられるというふうに感じております。

私の方からは以上でございます。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今の村岸議員の質問にお答えします。

水害があった場合の彦根市との協議については、彦根市同士との協議というのは行ってはおりません。流域の方で、全体の河川と考えるの災害についての協議は行っております。

以上です。

村岸議員 再々質問。

西澤清正議長 はい、村岸君。

村岸議員 それでは、再々質問します。今地域整備課長が申されましたように、彦根市とは協議をしてないという答弁でしたが、昨年6月議会の際に、課長の方から、そういうふうにして、今後、下流域の彦根市と協議をして、早急に下流域に流れるように、流れをつくりたいという答弁をされております。

そういう答弁は、その場その場で終わっている答弁か、それであれば、絵に描いた餅で、この場を過ぎれば、もうそれで終わりという形になりますので、やはり、やめられた課長であっても、引き継ぎというものはしっかりしてもらわんことには、この答弁が成り立っていきませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、防災訓練ですけれども、23年までは総合的な訓練しているということですが、やはり、そういった訓練も必要ではないかと。ライフライン等も含めてしなければいけないと思ひます。

それと一時避難場所は区でしますが、次の拠点避難場所への誘導とか、そういうような訓練もやはり必要ではないかと思ひます。災害は、昼間ばかりに起きるとは限っておりません。夜間に起きる場合もあります。そうした中で、広場に集まっているだけではだめです。次の場所に移動しなければならないということで、その拠点場所の開設はその訓練の中で含まれてやっているのか、そういうこともまた答弁願ひたいと思ひます。総合訓練というのは絶対にしないのか、今後ともやらないのかですね。

それと、豊郷町は、災害のないまちというふうに、皆さんは受けとめておられると思ひます。台風等が来ても、豊郷町は暴風警報が出るだけであって、大雨とかそういう警報は出んさかいに、皆さん、安心していると思われませんが、私が消防団長をさせていただいているときには、岩倉川、吉田の宮さんの裏の川なんかは氾濫寸前までいって、消防団の方で対応もしております。そうした訓練も、やはり、いつ何時そうした大雨が降って氾濫するかわかりませんので、必ず実際にそういう訓練はする必要があると思ひます。起こってからでは遅いです。起こる前に、やはり手を打ってやっていただきたいと思ひますが、その

答弁をお願いします。

以上です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

総合訓練につきましては、河川等については、当然改修もしておるだろうと思いますが、この訓練におきましては、河川の改修は別にしまして、当然、河川等は氾濫する場合におきましては、警戒態勢の巡回において、ある一定の状況がわかります。その上で、避難指示、避難勧告を適切に行うというのは最も重要なところだと思っております。それ以後の誘導といいますか、避難をしていただくというのがまず先決な内容になります。そういう意味で、現在まで、自治会を中心として、その避難誘導の訓練をしてきたということでございます。

それについては、今後も、継続して行う必要が、繰り返して行う必要があるかなと思っております。

それと、拠点避難場所につきましては、これから、今後、そういったことで取り組みをしていく必要があるのは当然承知をしております。

ただ、まずは住民さんを優先にして、そこをできない限り次はあり得ない。次のステップにはないのかなという思いもしております。

総合訓練で専門性を入れて、総合的な訓練をすればいいんでしょうが、ただ、職員数にも限度がございますので、そういったところについて、一堂に訓練をすることは困難を来しますが、内容については先ほどの申し上げましたように、こういった位置づけで今後行うかを考えた中で、防災訓練を実施してまいりたいというふうに考えています。

西澤清正議長 それでは暫時、昼食のために休憩します。再開は1時からということで、よろしくをお願いします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

西澤清正議長 それでは再開します。

次に、西澤博一君の質問を許可します。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 はい、西澤博一君。

西澤博一議員 それでは、一般質問させていただきます。教育長に、米飯給食の拡大をということでお願いをいたします。現在、小学校では、週3日米飯給食を実施して

いますが、そのうち、学校の給食室で炊飯するのは1回のみで、あとの2回は子供たちが家庭から米飯を持参しているところがございます。

しかし、暑い時期等で、食中毒の問題が起こる可能性があります。また、保護者から米飯の持参が家庭の負担になっているという意見等も聞いております。給食の米は町内で購入されるため、米飯給食を拡大することで、安全性の向上と子育て世代の負担軽減、町内の農業振興を図ることができると考えますが、以下の点についてお伺いいたします。

1、県内での米飯給食の状況はどうか。

2、米飯給食について、保護者からの意見、要望はどうか。

3、本町において、米飯給食の日に、全て給食室で炊飯を行うといった検討はされているのかお尋ねいたします。

教育次長 はい、議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、西澤博一議員のご質問にお答えいたします。

米飯給食の拡大をということで、第1点目、県内での米飯給食の状況はどうか、その質問に対しての答えは、県内では、日野町を除いた市町が米飯給食を実施しております。

2点目、米飯給食について、保護者からの意見、要望はあったかということですが、保護者からの意見、要望については入っておりません、聞いておりません。

3点目、本町において、米飯給食の日に、全て給食室で炊飯を行うといった検討はされているかどうかということなんですけれども、給食委員会におきまして、米飯給食の実施を目指し、3年前から協議を重ねております。その結果、平成30年度予算計上をし、実施をする予定にしております。よろしくお伺いいたします。

西澤博一議員 再質問。

西澤清正議長 はい、西澤博一君。

西澤博一議員 それでは何点かお伺いしたいと思います。1については、ほぼ多くのところが米飯給食をやっているということでした。要望については、保護者等は何も、今のところはないと。

本町においては、3年前から、そういうようなことを検討しながら、30年に予定しているということでもあります。

学校給食は学校教育の一環として、全ての子供たちに漏れなく実施するのは当たり前のことでもあります。また、各家庭から持参をしている事情によって、

いろいろなケースがあると思うんです。朝詰めて持ってこられる方もおれば、前の日の夜などいろいろ事情があって、子供たちが週2日、米飯を持ってきているのは現状やと聞いております。

そういう中において、やはり、暑い時期ですので、家庭出るときにはそうでもなかったとしても、学校の中で、給食の時間までに御飯等が傷んだりとかするケースもあるように聞いております。

学校としては、学校給食の衛生管理、また食中毒の発生防止に努めること、また安全な給食を提供することを考えなければならないと思います。

前にも、学校でちょっとお聞きしたんですけども、御飯の色が変わっているとか、においがするとかいうことがあることを聞いております。

そのような観点から、今回のこのような質問をさせていただいたわけですが、あくまでも、今の教育次長のお話では、30年を、予算化して予定をしているというところではありますが、そういう予定はあくまで未定ですのでわかりませんが、あと何点かお聞きしたいのは、週3日、仮に米飯給食を行うとした場合に、今、週1日は、米はどこかから買っておられると。そうすると、それが週3日なると3倍に、農家からお米を買うということになりますよね。週3日、仮に学校の中で米飯給食を行う場合だったら、週3日の1日が学校でやっておられますよね。あと2日は子供たちが御飯詰めてきているわけですから、週3日完全に学校の給食室でこしらえるということになると、お米の使用量は3倍になってくるわけですね、もちろん。3日になるんだと。

そのことについて、給食費の負担についてなんですけども、当然コストが高くなるということで、給食費のことも考えられています。2年か3年前に、恐らく給食費が上げられたと思います。

そうすると、今の話でいくと、30年度にそういうようなことを実施した場合に、給食費についてはどのように考えておられるのか、まずお聞きいたします。

もう1点ですけども、今、米は地元の農業団体か、豊郷町の農業の中で買っていると思います。私が監査している時分ときには、こしひかりが一袋、確か1万円やったかなと思うんです。しかし、今、全国的に米価の下落が続いている中で、うちの農業団体、それからほかの農業団体にも聞きますと、こしひかりにしても1万七、八千円とか、きぬひかりが1万5,000円か1万6,000円ぐらいの程度であります。

そのようなことを考えた場合に、米にこだわりがなければ、別に、そういう

単価の低い米でもいいのかなど。そうすることで給食費が抑えられると。

もう1点は、その給食費の米を、価格交渉をするのは教育委員会でやられるわけですね。その点については、やはり家庭の方々に負担を強いることにならないように、やはりそこら辺は農業団体の方と厳しく交渉をしてもらわなくてはならないと、私は思うんでありますけども。もう1つですけど、やっぱりどうしても、最近子育て頑張っているお父さん、お母さん方が、やはり夫婦で仕事に行っておられるということですので、そういうことが子育て世代の安定化、負担の軽減は考えていただかなければならないと思いますけども、今の3点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 西澤議員の再質問にお答えいたします。

給食費の値上げの件ですけれども、26年度に3,800円から4,000円に値上げをしました。その経過がありますもので、なかなか保護者に負担をかけるのはどうかということでは、値上げの方は考えておりません。

そして、週3回の3回とも町内の農業組合さんの方をお願いするのかという件なんですけれども、週3回のうち2回は県の推奨している「みずかがみ」を2回はそこで買うつもりをしております。1回は従来どおり、町内の営農組合さんの方から購入する予定をしております。また、値段の方ですけれども、やはり町内の営農組合さんから購入している価格というのは、確かに高うございます。そこで値段の交渉等はおいおいやっていかなあかんと。30年度から予算を計上して実施する予定でありますので、それまでに、営農組合さんと話し合いながら進めていきたいと思っております。

以上です。

西澤博一議員 再々質問。

西澤清正議長 はい、西澤博一君。

西澤博一議員 今の教育次長の話で、26年度に給食費が3,800円から4,000円に値上げをしたと。だから、今回は、そういう値上げ等は考えていないということですね。今、週3回米飯をすると。1日目は町内、あとの2日は「みずかがみ」を県で購入するようなことをお聞きいたしました。県で買っていただくにしても、どこで買うとしても、やはり豊郷町の農業の関係で、あるいは団体等、頑張ってお米をこしらえておられるので、そういう価格交渉の折には、やはり県のお米を頼んでいただくのも結構ですけれども、しかし、同じテーブルの上に農業の団体の方も乗せていただいて価格交渉はしていただきたいと。

そこら辺については、全然声をかけないというよりも、そういう方々の団体に声をかけて、価格交渉の状況を踏まえて、できる範囲であれば、町内で、やはり買っていただきたいというふうに私自身は思っています。その点については考えてもらうように、同じテーブルにつくように配慮を願いたいと思います。

もう一遍確認なんですけども、平成30年度には実施をするということは間違いはないんですか。それとも、まだ予定なんですか。そこら辺についてお聞きしたいと思えますけども。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 西澤議員の再々質問にお答えいたします。

平成30年度から予算計上をし実施する予定でございます。よろしくお願いたします。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 はい、次の質問。

西澤博一議員 それでは町長にお伺いいたします。固定資産税前納報奨金制度の廃止について。この制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況のもとで、税収の早期確保や納税意識の向上を図る目的として、全国の自治体で導入されました。

しかし、近年、社会経済状況の変化、自主納税意識の向上、口座振替の普及などにより、全国的に、また滋賀県下においても、多くの自治体がこの制度を廃止しております。

全期前納できるだけの資力のない方々には利用しづらい制度であり、納税者間に不公平感が生じているのではないかと思います。

よって、この制度を廃止し、本町の定住移住に係る固定資産税の減額する制度の導入を求め、以下の点についてお尋ねします。

制度の廃止の考えはあるんですか。

また、滋賀県下における前納報奨金制度の廃止の状況。

3つ目、平成27年度、平成28年度決算における前納報奨金額。

4、滋賀県下における定住移住支援として、固定資産税の減額の状況についてお答えを願いたいと思います。

税務課長 はい、議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 7番、西澤議員の固定資産税前納報奨金制度の廃止について、制度廃止の考えはあるのかについてお答えいたします。

従前より、行政懇談会等で、前納報奨金を続けてほしいとの町民の声があります。本来、税収の早期確保等のために発足された制度ではありますが、社会状況の変化等により、各自治体で廃止されており、滋賀県下では、当町のみが制度を継続している現状でございます。

今後、廃止に向けて検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

2番目の滋賀県下における前納報奨金制度の廃止状況ですが、近年では、平成28年度から多賀町、平成29年度から愛荘町が廃止されております。

3番目、平成27年度、28年度決算時における前納報奨金の額についてお答えいたします。平成27年度、251万4,530円。平成28年度、260万9,010円でございます。

4番目の滋賀県下における定住移住支援として、固定資産税の減額状況についてお答えいたします。県下における固定資産税の減額状況ですが、定住移住支援としては減額している市町村はございませんが、補助及び助成している市町村は2市町あります。

以上でございます。

西澤博一議員 はい。

西澤清正議長 はい、西澤博一議員、再質問。

西澤博一議員 それでは再質問いたします。この前納報奨金制度というのは、昭和25年、地方税法施行のときから存在する制度でありまして、今のところ、現在は、納税意識の向上や税収を早期確保することを目的とされたように聞いております。その中において、納税環境も変化し、制度の設立の目的はもう達せられたのではないかと、私自身はいろいろなところで調べながら思っております。

その中で、制度の廃止の理由といたしましては、やはり全国的に言えば、制度の廃止が実施されており、滋賀県下でも、今、課長が述べられたように、19市町の中で、残されているのは私ども豊郷町だけでございます。去年は多賀町と愛荘町が前納報奨金を廃止されていると聞いております。

これは当町においても、年々厳しくなる財政状況の中で、行財政改革の一環としては、検討される必要があるのではないかと思います。

前納できるだけの資力の余裕のない方に利用しづらい制度であり、納税者間の不公平感が生じるということは、やはり1つの私の廃止の理由であります。そこでお聞きしたいんですけども、この前納報奨金の金額なんですけど、平成27年で約250万円ありますよね。28年度が260万円あります。これ、税金でございますわ。この部分について、移住定住の方々の、子育て支援を行

っている方々の財政の支援をできないかというふうに、今、私どもの町の中で、新興住宅等が、若い世代の方が家を建てて住んでおられます。そういうような方に定住してもらう意味でも、そういうような固定資産税の減免とかいろいろな等々があると思いますけども、そういうようなものに利用はできないのかなと私自身は思うんですけども、その点についてはどうですか。

あと、固定資産の税収も年々上がっております。平成24年では74.3%でしたけども、28年度は96.2%という高い数字に数字を上げていただいておりますので、そういう今の税制、固定資産税の報奨金等はやはり廃止すべきではないかと思えます。

そういう中で、何点かもう一度お聞きしたいんですけども、この前納報奨金の269万円の内訳なんですけども、法人と個人があると思えます。その内容についてはどのようになっているのか。企業の額が多い場合、継続する理由はあるのかどうか、そこもお聞きしたいと思います。

前納報奨金の限度額の5万円を出している件数は、法人、個人の内訳はどうかお聞きしたいと思います。

そして、そういう中で、廃止するに当たっては、やはり税条例があるんですけども、調べたんですけど、町税条例の固定資産税の納期の納付についての第67条にあるんですけども、この件について、今の私の話の中で、廃止する場合には、12月の定例会に、条例改正が必要でないのかと。それでなければ、来年度の税についての一步前に進みませんので、それについてはどうか、ちょっと答弁をお願いします。

税務課長 はい、議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 西澤議員の再質問にお答えいたします。

廃止に向けてなんですけども、今のところ、減額については、現在のところ、考えていないということで、以前から定住されている方、ならびに空き家バンク等の兼ね合いもありますので、既に、分譲地等においても整備されているのが現状でございます。今後の状況において必要であれば、随時検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

5万円の限度額の件数なんですけども、ちょっと今のところ資料を持ってませんので、お答えすることできません。申しわけありません。法人、個人についても区分けしていないのでお答えできません。

以上です。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

西澤博一議員 固定資産税の前納報奨金の発言通知書を出しているんですから、その点については、やはりこの本会議の場で答弁をできないというのは、全く失礼な話やと思いますよ。

これは、後日何かで出していただけるんですね。万が一、法人と個人の内訳の中で、私も中身はわからないけども、法人の場合が多い場合と個人の少ない、同じ報奨金でも少ない場合、いろいろあると思うんです。ただ推測するに当たりましては、企業の方々の方が多いのではないだろうかとは思うんですけども、そこら辺ははっきりちょっと数字で示してほしいです。

もう1点、今のところは考えていないということでもありますけども、廃止をするという方向性は持っておられるわけですか。

先ほどの再質問のときに、19市町村の中で、現在やっているのは私どもの豊郷町だけでございます。恐らくどこの市町村も、それなりに今の制度はもう役目は果たしたさかいに、恐らくそういうところやめたんかと私自身思いますし、その中で、前納していただいた方に、報奨金と出すということについて、やはり財政上の負担も大きいかなと、そのような考えもあるのかなと。大津市、長浜市、彦根市、人口の多いところやったら、金額はもっとはるかに多いかなと、私自身思います。

そういうような点も含めて、今後の制度の廃止については、今のところはなという事ですので、もう一度、今後どのようにするのか、答弁を願いたいと思います。

税務課長 はい、議長。

西澤清正議長 西山税務課長。

税務課長 西澤議員の再々質問についてお答えいたします。先ほど、制度廃止については、廃止に向けて検討していきたいというお答えをさせていただきました。それと、固定資産税の減額状況、減額についてなんですけども、それについては、今のところ減額する予定はありませんとお答えいたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤博一君、次に。

西澤博一議員 町長にお尋ねいたします。耕作放棄地の防止策を問います。豊郷町には、整備田と未整備田があり、特に未整備田は、担い手農家への集積は困難であり、今後、耕作放棄地となる可能性は高いと思います。そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1、豊郷町の未整備田の面積と耕作放棄地の面積はどれぐらいですか。

2、農地中間管理機構が平成26年に設置されているが、未整備田で条件が悪く、面積が小さいとか道が狭いとかいろいろ等々あります。この引き受け手が見つからないというケースはなかったのか。

3点目、引き受け手を探すのは困難な農地が町内にも多く、国や県の制度の周知でなく、町独自の制度の拡充を図っていく必要があると思いますが、今後、こういった方法で耕作放棄地を防止していくのか、お尋ねをいたします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の耕作放棄地の防止策を問うのご質問にお答えいたします。

1の未整備田の面積と耕作放棄地の面積についてですが、未整備田の面積が約84ヘクタールで、耕作放棄地の面積が約62アールでございます。

続きまして、2の農地中間管理機構に出された農地で引き受け手が見つからないケースについてですが、平成26年から農地中間管理機構に出された本町の農地で、受け手が見つからなかったケースはありません。

続きまして、3の今後こういった方法で耕作放棄地を防止していくのかという質問についてですが、この7月に、農業委員会の一部改正により、農地利用最適化推進委員が設置されました。農業委員会より4名の推進委員さんが委嘱されました。この推進委員さんの活動の中の1つに、遊休農地の発生防止、解消といった業務を行うことが示されております。

ただ、議員の質問にもありますように、今後の農地の受け手不足が深刻になるかもわかりませんので、農業委員会や推進委員が連携をとりながら、遊休農地の防止に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 再質問、西澤博一君。

西澤博一議員 整備田、未整備田、各字にあるうちの吉田にも変形した土地がございます。またほかのところにも機械が入りにくいとか、そういうような田んぼがあります。そういうような中で、国においては、農業基盤計画とか、いろいろな施策等を国、県、市町村に、そして農家にとおろしておられますが、実際のところ、末端の農業にかかわられている方には、なかなか農業のそれについてやりづらいとか申請しにくいとか、例えば、畦畔飛ばしにいたしましても、平成25年に2ヘクタール、平成26年2ヘクタールと、2ヘクタールを集積しなければ畦畔飛ばしができない、畦畔除去はできないと、そういう状況がありました。

平成28年には10ヘクタールになったということも聞いております。しかし、飛び地の中で、変形した農地の中で、それを1つに集約するということは全くできませんわ。ということは、その部分については、認定農家、または担い手農家さんが耕作をしていただいているところでありまして、しかし、農家の担い手の方とか認定の方に、私とは、もうそれはできませんのでお返ししますわと、仮に山田課長のところに言われたときに、山田課長としては、いや、うちとも倉庫もないし、農業機械もない、そんなこと言わんと、もう一遍つくってえなと言われても、相手さんが、それはできませんと言われては、ここは休耕地になり、荒廃地になってくると思うんです。

そういうことも踏まえて、もう一度、国も、県も県やけども、やはり末端の町の農業にかかわっていただいている方には、そんなことは、町単独事業の制度として、もう一度原点に戻って考えていただかなければ、どんどん休耕地が増えたり、未整備地が増えたり、また農業にかかわっている方々も、高齢になって、なかなか田んぼもやっていただけないという状況が現にあるので、そこら辺をひとつ、町として考えていただき、何らかの制度、支援等を考えていただけないかなということ、それについてお答えを願いたいと思います。

ある方がちょっと議会の中で言ってくれと、畦畔除去もあるけども、そう簡単に言うけどもできないと。田んぼと田んぼはひつついてるけども、3センチ、5センチ違うたら全くできないというのが現状の農業団体の言葉です。しかし、国はやれと言ってるけども、国は上から下へおろしてればいいけども、しかし、末端の農業の方々は、そんなことは実際にかかわっている方ですので、なかなか難しいということを一會議会の場で言っていただきたいということがありましたので、その点についてはちょっと述べさせていただきます。

今後の、今の課長の答弁の中でありまして、未整備地とか耕作放棄地のないように、重ね重ねですけども、制度として、もう一度考えて支援の方法はないのか、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員の発言にもありましたように、畦畔飛ばしですと、2ヘクタールを集積しないと補助金もつかないというような状況で、なかなか2ヘクタールを集積するというのも、所有者の方のご理解もなかなか難しい点もございまして、畦畔飛ばし等も実施できない状況にありますけども、今のところ、条件の不利地の農地を受けていただいている担い手さんがおられますので、遊休農地として

不耕作地の方、まだ、豊郷、ちょっと余り増えてない状況ではございますが、今後、これから増えてくる可能性もあると思います。

それにつきましては、今後考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

西澤博一議員 課長にもう一度お尋ねしますけども、農業委員会の補助の方々が4名おられますけど、あと、農業委員会の委員の方がおられます。私の一般質問に対して、何らかの形で会議を持っていただき、どのような検討、どのような方向でやっていけばいいのかということ、随時会議を持ちながら前に進めてやっていただきたいと思いますので、その点について、もう一度答弁を願います。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再々質問にお答えいたします。

今回、推進委員さんに委嘱された方の中にも、未整備田を受けていただいております推進委員さんも何名かおられますので、その方たちの意見も今後聞きながら、不耕作地が発生しないように進めてまいりたいと思います。

以上です。

西澤博一議員 ありがとうございます。

西澤清正議長 次に、今村恵美子議員の質問を許可します。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 それでは、私は一問一答で質問させていただきます。まず1問目、学童保育の専用施設化と指導員の待遇改善をというテーマで、教育長、町長に伺います。

現状の学童保育は、両小学校ランチルームを使って実施をされていますが、夏休み保育の現状を見ても、施設の不備は明らかです。学童保育は、子供たちの放課後の生活の場、食事、睡眠、休息、そして遊びの場です。学童で使用する道具も、個人が使用する持ち物も全て一部屋の隅に置くというのは、環境としても余りにも貧弱です。

また、日栄小では、入りましたところ、何か暗いなと思ったときに上を見たら、電気が切れていたのですが、電灯の修繕も放置をされているなどのもつてのほかです。子供の成長、発達のある学童保育への行政側の責任が果たされていません。

さらに、学童保育指導員に対する劣悪な条件です。他の市町学童保育所では、

指導員の部屋が確保されているのは当たり前となっておりますが、それが放置されたままです。夏休みとはいえ、指導員の9時間労働は労働基準法違反の疑いがあります。豊郷の未来を担う子供たちの発達保障にかかわる行政からの指導員に対するリスペクトが感じられません。

必要なことは、2つの学童保育所に対し、専用の学童保育を早急につくることが欠かせません。さらに、そこで働く指導員の環境を整備することです。指導員の増員や賃金の大幅な引き上げ、そして、行政のきめ細やかな援助です。

以上の点に対する町の見解を求めます。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、今村議員の質問にお答えします。その前に、今村議員のお話の内容の一部に誤解がございますので、訂正をお願いいたします。

長期休暇中の放課後児童クラブ指導員の勤務については、1時間の休憩を除いておりますので8時間です。労働基準法違反には当たりません。また、8時間超えるときは、時間外手当の支給の申請をしていただいておりますので、そこらあたりをよろしくをお願いいたします。

それでは、改めまして、今村議員のご質問にお答えいたします。

専用の学童保育施設を早急につくることにつきましては、学校を終えて、そのまま敷地内の学童保育への移動は安全であると考え、今の施設のままで事業を継続していきたいと考えております。

また、指導員の増員につきましては、基準では、子供40人に対して2人以上となっており、両クラブとも、従来から5人ずつの指導員で基準をクリアしておりますが、ひまわりクラブが、現在4人の指導員で業務をしていただいております。募集しておりますが、なかなか応募がないのが現状でございます。

また、賃金の大幅な引き上げは考えておりません。

行政のきめ細やかな援助についてですが、今年度から、各児童クラブに専任の嘱託指導員を置き、毎日教育委員会の事務所に顔を出していただき、両クラブの情報交換等をしていただいております。教育委員会事務局においても、情報交換の中で問題等が出てきた場合は、問題解決に向けて働きかけをしております。よろしくをお願いいたします。

西澤清正議長 今村議員、再質問。

今村議員 はい。

西澤清正議長 はい、どうぞ。

今村議員 次長、先ほど、9時間労働は労働基準法違反じゃないかという問題は、8時

間という形で1時間休憩を入れていると、さっきおっしゃいましたが、ランチルームも同じ部屋で休憩がとれる状況ではないと。それは、職員の休憩を保障する労働環境ではないということ踏まえると、これは、やはりもう対象になる可能性があるなということで私は指摘させていただいています。それは理解してください。

そして、今回、私もいろいろ調べてみましたが、豊郷の学童保育は、本当に安上がりの学童保育を実施しているというのが率直な感想です。といいますのも、国が出している厚生労働省通知の放課後児童健全育成事業に係る通知の文書を読んでも、また、その事業に関する国庫の補助基準やいろいろなを読んでいましたら、豊郷の場合は、施設は、国が言っているのは、小学校の余裕教室や小学校施設内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所、幼稚園等の社会資源や民家、アパートなども活用して実施すること。また、放課後児童健全育成事業を行う場所には、遊び及び生活の場としての機能ならびに静養するための機能を備えた区画、専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等、活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場としての必要なカーペット、畳等を備えなければならない。

また、専用区画ならびに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないというふうに、また、こういうのを国としては、こういうために、できる施設の環境改善にも補助金も出ます。

そういったことを今までも提起はしてきたんですが、町としては、1人当たりの平米数は1.65平米、足りているからもう十分だという発想でしか、これまでもやってこなかった中で、夏休みの現状は非常に劣悪な環境の中で学童保育が両小学校ではされていると。

それは、夏休み1日、保育を担当課として見に行ったことはあるのでしょうか。それと、この間、ちょっとうちを見た中で、隣の甲良町の甲良西と甲良東の学童保育の現場も見学に行かせてもらったんです。夏休み中、あそこは、西小の方は空き教室を使って、東小の方は旧幼稚園施設を学童保育所にしていきますよね。西小でも、夏休み中は、教室は使わないので、逆に、使わない教室で、職員さんの休憩室とか、また子供たちの他のことで使う部屋も借りているという話だから、うちはランチルームだけで全てを完備するというやり方ですけど、そういったことも含めて、考え直すべきじゃないかなと。

ここに書いてあるのには、児童館というの、学童保育の資源としてあるといっているんですが、豊郷町は、もともとが同和対策事業で、三ツ池の児童館

も建設されて、そこで学童保育もされていましたが、そういう学校内が一番安全だと先ほどもおっしゃいましたが、学校敷地外でも学童保育やっている場合は、国は、放課後児童クラブ支援事業というので、送迎支援事業にも、国はちゃんとそこまでの送迎にかかる費用に対して国庫補助の対象にもしますよというのもあるんですよ。

だから、もっと事業の中身を、ぜひ教育委員会でもよそを見に行くのも含めて、豊郷はこれからまだまだ増えますよ、今は断ってはるから、あの人数で終わらせてるんですけど、増えるんですよ。そういう中で、今後、こういう専用化という面で、施設の環境改善、ならびに指導員の資質向上に向ける国の補助事業もありましたし、やっぱりそういったことも総合的に含めて、もっと積極的に取り組む必要があると思うんですけど、その点について答弁を求めます。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の再質問にお答えいたします。

ふだんの場合は、児童の行動範囲も余裕がありますし、そんなに支障はないんですけども、長期休暇になりますと、4年生から6年生までのお子さんも来られるということで、余裕のあるスペースが本当に少ないのは現状でございます。施設の問題は課題の1つかなと、私自身は思っております。

指導員の関係等も、募集してもなかなか応募がないということも考えて、これからの課題として、教育委員会も重くそこら辺の課題を考えていきたいなと思っております。

今村議員 はい。

西澤清正議長 はい、再々質問、今村議員。

今村議員 根本的な問題を私、感じたんですけど。豊郷の子育て支援センターというのが、本来は子育て支援センターですから、子育て中の人たちに、全てを網羅していく必要があると思うんですけども、あそこは、今、就学前のお子さんたちの事業を行っていて、学童のそういう就学後のそういった子供たちの子育て支援の絡みというのがありませんよね。

甲良に見学に行ったときに説明してくれた子育て支援センター長が、夏休みにしても、ふだんの学童保育でも、人が足りなくなるなどと思ったら応援に行ったりとかボランティアを頼んだりとか、夏休みとか、いろいろな人を、要員を探していますという話でしたよ。

だから、うちの場合も、体制をまずね。今の体制では、学童保育は、もうほかにほられているような雰囲気体制なんで、それよりまず教育委員会は、今

年から所管になりましたから、ぜひ改善をしてほしいのと、募集しても来ないというのは、豊郷は時給が900円なんですけどね。嘱託の人にも、あなたたちも、時給に換算したらどうなるのって言ったら、ほぼ時給は900円近いですという話でね、勤務時間にあわせると。そういう話でしたから、やっぱり待遇は、今、あっちこっち学童保育、見てはる人は知ってはるわけですよ。甲良の場合は、時給1,000円とか言っておられましたけどね。やっぱり10年働いても、1年1年切られるにしても、経験が加味されない、教員資格加味されない。そんなんでは、選ぶ方はもっと条件のいいところに行くわというふうになっていくんですよ、普通に考えて。だから、そういうこともぜひ考えるべきじゃないかと思うんです。

それと、今、利用していない三ツ池児童館、あそこは本当に学童としては最適な施設になっています。グラウンドはある、室内遊技場はある、休憩室はある、調理室ある、図書室はある。あの施設を今ほったらかしの状態で、ときどき、遊び場として使っていますけども、あれを活用しない手はないと思うんです。そういうことも含めて、ぜひ検討していただきたいのですが、最後に、教育長、もし、教育行政のトップとして学童保育に対するご意見あったら、最後にお問い合わせいたします。

教育長 議長。

西澤清正議長 教育長。

教育長 今村議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

学童保育の子供たちも、子育て支援センターに来ているお子さんも、大切な豊郷町のお子さんでございます。そういった意味においては、より豊かな環境を整備していくことは大事だということを思っています。

しかし、先ほど、次長の答弁からもありましたように、豊郷小学校、日栄小学校、施設的に大変きれいな施設でありますので、僕は、そこを活用する方がベターだと思っております。

以上です。

西澤清正議長 次の質問。

今村議員 続きまして、多子家庭への子育て支援をとということで、教育長、町長に伺います。先の6月議会で質問をしました、多子家庭への子育て支援の1つとして、高校卒業までの子供が3人以上いる家庭に対して、3人目からの保育園・幼稚園の保育料の無料化と幼稚園や小中学校給食費の無料化を提案いたしました。担当課で、28年度実績の試算を依頼しました結果、約840万円とのことでした。人口減対策であり、子育て支援施策として実施を求めますが、いかがで

しょうか。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質問にお答えいたします。

多子家庭への子育て支援をとということですが、6月議会でもお答えしましたが、保育料は現在、豊郷町は国の制度に基づいて、2人目は半額、3人目は無料としております。

学校給食費におきましても、1カ月300円の助成を行っておりますので、それぞれ無料化については、今のところ考えておりません。よろしく願いいたします。

今村議員 議長。

西澤清正議長 はい、再質問。

今村議員 はい。この答弁は6月議会と同じなんですが、私が今回提案したのは、こういう多子家庭、今の地方創生イコール人口減対策、少子高齢化対策という中で、豊郷町において、多子家庭の人たちは、3人、4人、5人と子供さんを頑張って養育されているわけです。そういった中で、国の基準は非常にみすばらしい基準なんです。

だから、そこに豊郷の財源を充てれば、そういった子育て支援が豊郷は国に先んじて、こんなことができることが人口減につながりますよということを提唱できる、そういった有効な施策なんです。

そのことについて、国の制度以上にする必要はないという考えは、うちの町の考えなのかどうか、教育次長でも町長でも、答弁を求めたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再質問にお答えします。

先ほど次長が答えましたように、現状では考えておりませんので、よろしく願いいたします。

今村議員 はい。

西澤清正議長 再々質問ですか。

今村議員 次の質問に行きます。

西澤清正議長 では次の質問。

今村議員 現状では考えてはいないというのが町の考え方ですから、次に行きます。

続きまして、多賀町では、以前も紹介いたしましたが、町独自の給付制奨学金制度を実施しています。また、米原市でも、給付制奨学金制度と、その後、

米原市で、介護福祉職場で就労した場合には、給与補填もするという制度を、当局の方で、今、検討委員会で検討されているということです。

豊郷町は、医療費無料化は県下で高校卒業までということで、一番高い無料化をしています。子供たちへの就学支援、今の時代だからこそ必要です。このことについての見解を教育長ならびに町長に伺います。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 ただいまの今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、本町の医療費無料化について、県下で高いという評価をいただき、ありがとうございます。

さて、給付型奨学金の件についてですが、国が創設し、来春から本格実施されるように進められている状況であります。過日の新聞報道によりますと、滋賀県では、その推薦枠の総計が212名で、高校1校当たりの人数は2.75人となっています。そして、その推薦方法については、各高校に任せられているのが実情で、本町からでも、私は、少しでも多く、この推薦枠に入ってくれたらということをお願いしているところです。

さて、本町の見解であります。以前にもお答えさせていただきましたが、国の対応も、給付型奨学金の創設や、返還者に対して少しでも負担を少なくするように、いろいろと施策を講じているところであります。

本町といたしましても、今後、その動向を見据えるとともに、納得いただける制度に向けて努めていきたいと考えております。

以上です。

今村議員 はい。

西澤清正議長 はい、再質問。

今村議員 国の実施しようという枠は非常に狭いんですね。なぜ今、そういう給付制の奨学金制度をしなきゃいけないかというと、もう今、学生が奨学金を借りて返済できない。学生時代にブラックバイトをして、正規職員で就職しても300万円満たない、そういった年収の中で、20代、30代、その奨学金返済のために結婚できない、子供が産めない、そういった社会現象が、今起きているんです。そのことを考えた場合に、豊郷は、親の平均所得が県下でも低い方です。こういった中で、子供たちが、一所懸命頑張って高校、大学に行こうと思っても、奨学金を借りなかったら大学も行けない、でも、借りたら、後は返済が、その返済地獄に落ちていくというのが、今の社会だと目に見えているわけですね。

そういう中で、米原市は、そういう対処もやっぱり必要、経済的困難があるとかそういった人たちに対しては、年間5,000万円ぐらいの予算で、月3万円の奨学金、給付制の奨学金を考えておられるそうです。その実施に向けてのいろいろな取り組みをしているという話ですけど、米原市内で、介護施設、また福祉施設、そういったところに帰ってきて就職した人たちに対しては、介護職の賃金が低いという問題もあるので、給与補填を、月1万5,000円はしていきたいというようなことも考えているということをお聞きしました。

豊郷の場合は、人口規模からいくと本当に少ないので、豊郷で、本当に苦学しながらも進学をしたいと。国の基準は非常に厳しい基準なんで、とても足りない人が結構いると思うんです、豊郷の場合は。だから、そういう面では、低所得でも、やっぱり自分のスキルを磨いていくために、大学に行って、いろんなものを身につけたい。それで、それを豊郷に帰ってきてから生かしたいとか、そういうようないろんな希望が若者だからあると思うんですけども、そういう人たちに、豊郷でも、そういった若者がいたら、私は、そのぐらいのことは豊郷では十分できるんじゃないかなということで提案していますが、豊郷では、国の今回やっと遅ればせながら始まる、わずかな給付制の奨学金制度で、豊郷の若者には、これで十分現状が維持できるというふうに考えておられるのかどうか、答弁をお願いいたします。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 今村議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

誤解を招いてもらったら困るかなと私自身も思うんですけど、国の制度に乗っかってやっていけばいいというような考えは、私、毛頭考えておりません。苦学生あるいは夢と希望を持って大学で勉強したいという生徒を、私は尊いということを思っております。

しかし、先ほども答弁させていただきましたように、納得いただける制度に向けて努めていきたいと考えていますので、そのことはご理解いただきたいと、こういうように思います。

以上です。

西澤清正議長 次行きますか。

今村議員 はい、次の質問に行きます。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 続きまして、安心して受けられる介護保険を目指してということで、町長にお尋ねいたします。今年度の介護保険料の決定通知書が65歳以上の方々に届

きました。この高すぎる介護保険料に対する不服審査請求を豊郷町民からも行われています。

豊郷町の介護保険料は、高齢者の平均所得が低いにもかかわらず、県下で2番目に高い現状です。これでは、必要な介護サービスが受けられません。

そこで、不服審査請求をする町民がいる現状を、町はどういうふうに把握し、思っておられるのか答弁を求めます。

また、総合事業に移行しましたが、豊郷町の健康寿命を延ばす観点から、現場の問題点を明らかにしてください。

次に、介護認定の重度者が増えていく問題は、町介護保険事業で見過ごせない重大な問題です。この現状に対する町の分析と今後の方策を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、安心して受けられる介護保険を目指してということで、今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、介護保険料の額についての不服審査請求につきましては、県に設置される介護保険審査会が窓口となっておりますことから、内容を確認した上で、連携をとりながら対応を協議してまいりたいと思っておりますし、今後、協議して検討したいというふうに考えております。

また、総合事業に移行し、健康寿命を延ばす観点からということでございますが、現場の問題点と申しますか、健康な時期から運動習慣を身につけ、高齢になったときにでも元気な環境づくりが必要であるというふうな思いを持っております。そういう部分では、今現在実施していただいております、いきがいデイサービスなどを通じて、介護予防のための施策を継続、また充実について進めていきたいと。連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

最後に、この重度化につきましては、重度の方が増えていく問題につきましては、今後の分析と方策というものは、その対象者についてのケアマネの方との連携をとりながら、どういう状況が起きているのかということ把握していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤清正議長 再質問。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 まず、この不服審査請求ですね、これは、9月1日に県に、全県的に、その

不服審査請求の取り組みを、その日、集団申請をしましたので、1日の時点で、全県で136件で、豊郷町からも5件の不服審査請求が出されました。審査請求に出された中で多かったのが、要は、年金が少ない中で介護保険料の負担が大きい。だから、安心してサービスが受けられないというのが、ほとんどの方が述べられておられました、そういうことをね。

私も、豊郷で、高齢者の方ともお話をすることがあるんですけども、一例として、80代で女性でひとり暮らしの方。その方は、国民年金しかないので、月3万円足らず。その中で、豊郷町の介護保険料では第1段階になるんですね。第1段階で年額3万2,400円。年金は2月に一遍支給なんで、そのときに5,000円を超えるお金が引かれてしまうと。でも、介護保険はまだお世話になってないけど、医者には行かなあかんと。医者に行ってお薬もらうときにも、何か検査してと言われたら心配なので、いつも少なくとも1万円は持っていかないと、医者に行っても安心して受けられないという、すごく年金が月3万円もない人が、年間の介護保険料は1カ月分以上の保険料を払うんですね。それと、もし、この方が、子供さんが課税世帯と一緒に暮らしてた場合はどうなるかという、豊郷の段階でいきますと、第4段階になるんですね。世帯課税で、本人が80万円以下の非課税であるということで、その場合は、今度はその人の年金から引かれるのは年間6万4,800円。2カ月分以上が引かれるんですよ。年金からばっさり先に。そういう制度です。

豊郷で一番介護保険料を払っているというのが、第9段階で、本人住民税課税で、合計所得金額が290万円以上。ということは、大体月に30万円以上収入があるという人たちね。こういう人たちって、豊郷で少ないんですよ、100人もいないと思うんです、そういう方は、65歳以上で1,900人ぐらいいるけど。

そういう人たちは、年間払うのは、一番最高額として、年額12万2,400円。これで、月の収入からいったら3分の1ほどですよ、年間の金額で。

でも、これが、介護保険料のすごく一番問題である逆進性というの。所得が低い人ほど負担が大きい。このことが、利用料までお金が回らない。こういったことが現実起きているんですね。

その中で、豊郷で、先ほど、私が、こういう人たちが、本当に必要になったときに介護保険の利用ができる、また介護予防と連携していきがいデイと違って、課長はおっしゃっていたけど、そういう人たちが、自分自身のお金がない人たちは、そういうところも利用ができなくなるんですね。そういったことをやらないで、ある日突然倒れると、救急車で運ばれると、介護認定受けたら、も

う3、4、5になってしまうケースが豊郷はよくあります。

そういうことを防いでいくために、総合事業の中でも、そういう問題を先駆けて、豊郷はやらなくちゃいけないと思うんですけど、先ほど、これから考えます。介護予防も、いきがいデイと連携してと。いきがいデイも枠組みが決まっているから、受け入れ枠が決まっているから、それ以上は受け入れられない、そういうのがありますでしょう。

そういう中で、豊郷のもう1つの問題点は、高齢者ひとり暮らしの世帯と高齢者のみの世帯、こういった世帯が、老老介護もしながら、ひとり暮らしもしながら、できるだけ自分は在宅で暮らしたいということで一所懸命頑張っているわけですよ。そういった人たちの中から、今、国が言うているのは、認知症の予備軍が1,000万人はいるよと。

そういう中で、豊郷の実態にあわせて総合事業を、これから増えていく問題をどう対応して、毎月毎月介護給付が5,000万円とあって、何か非常に大変な状況、昨日もおっしゃってましたよね。その状況というのは、これから高齢者が増えるし、豊郷の実情からいったら、減ることはないですよ。そういう低所得の人たちは、本当に受けたくても受けられないんですよ。だから、最終的に倒れるんですよ。そこら辺の、未然に防ぐための介護予防を豊郷独自で考えない限りは、毎月毎月財政的にいつも大変だというのはよくわかりますけれども、そういう抜本的な改善がないことには、豊郷の介護保険事業の健全化は到底あり得ないと私は思っていますが、これは、やはり職員の人数も限られた中でそういうことを全部やれということも大変なことだと思いますし、そういったことも含めて、やっぱり町全体で、この高齢化問題を豊郷版で、こういうことをちゃんと考えていく必要があると思いますけれども、それについては、私はもっと担当職員を増やすべきやと。保健師さんも増やすべきだと思っていますが、そういうことも含めて、町内の体制の強化という点では、どんなふうに執行部としては考えているのか、答弁を求めたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えします。

議員おっしゃったように、今後の介護保険制度、大変難しい状況になりつつあるということで、これは、やはり継続可能な介護保険制度にやっていかなければならないというのが宿命だろうと。それには、社会保障と税との一体改革ということをおっしゃってありますように、やはり消費税導入とともに、安心して保険制度が持続していくようやっていかなければならないというのが実情でござ

ざいます。

それとともに、おっしゃったように低所得者対策で調整交付金が出ております。しかし、これは、やはり年々減少傾向にあるということで、しっかりと国として調整交付金の総額確保を我々町村会は要求しているところでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

今村議員 はい。

西澤清正議長 はい、次。

今村議員 次じゃないよ、再々質問。

西澤清正議長 時間だけは見といてください。

今村議員 今町長がおっしゃったのは、国の言っているあれですけど、社会保障と税の一体改革は、介護保険の自然増を削減せえという発想に立っているわけですよ。私が申し上げたいのは、憲法、日本での最高法規は日本国憲法です。その憲法第25条生存権、誰もが安心して生きる権利があるんです。そのために、国も地方自治体もその責務を果たすべきだと、そういうふうに書かれている。この憲法の趣旨に沿ったら、豊郷町は、国がやらなくても、そういう自治体の人たちがいるということで、豊郷町でできることはあるんです。そのことを私はすごく国を盾にして、町長も担当課も、そういう実態を把握しながら、仕事を進めていないなというのを非常に感じておりますので、その点に関して、国がやらなくても、よく法定外はできませんとおっしゃいますが、法定外と言うているのは、国の通知だけですよね、介護保険法の中のね。でも、その介護保険法の上位法は憲法なんです。憲法の方が法としては優先されるということをご存じだと思うんです。そういった精神のもとで、私はやっていただきたいと思っておりますので、最後に、その点について答弁求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えします。

憲法は守らなくてはなりませんし、制度、そして法はしっかり守って、我々は行政運営をやっていくのが当たり前ですので、その点、ご理解のほどよろしく願いいたします。

西澤清正議長 はい、次の質問。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村さん。

今村議員 続きまして、談合のできない入札制度の導入をということで、町長にお尋ねいたします。

先の豊栄のさと駐車場拡張工事の入札結果を見ましたら、談合の疑念が出ました。公金で実施される公共工事において、入札業者が談合できれば、落札価格の操作を行い、損害を被るのは住民です。こういった中で、行政は、業者間の自由競争の確保や地方財政法、地方自治法に照らして、適正な公共工事の発注をして、税金の無駄遣いをなくす使命があります。

そこで、町の入札方法の改善を提案します。①一般競争入札では予定価格の事前公表から事後公表に改め、②最低制限価格を撤廃し、低価格調査制度を導入する。③役場会議室で入札業者が一堂に会する応札方法をやめて郵便入札、また電子入札を採用する。

こういったことをしていくことで、豊郷の貴重な財源を町民のためにより多く、公共の皆さんのサービスに使えるため、私は、ぜひ改善を求めたいと思います、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番、今村議員の談合のできない入札制度の導入をについてお答えします。

今回はご提案をいただき、ありがとうございました。本町の入札制度につきましては、過去の下水道事業に係る談合裁判の結果を受け、情報漏えい対策として、予定価格の事前公表を導入する等の改善を行い、現在の制度となったと聞いておりまして、議員もご承知いただいていると思います。

町といたしましても、今後も適正な公共工事の発注を行うよう、適宜入札制度の改善を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

西澤清正議長 はい、再質問。

今村議員 再質問。

西澤清正議長 今村さん。

今村議員 今の課長は、町の談合裁判で、談合業者認定されて、その分の損害金の返還をされていますけれども、それを理由にされておりますが、その後、あのときは官製談合の疑いがあったので、入札漏えいということでは、予定価格を事前公表した方が職員の関与が明らかになくなるということで、伊藤町長が初めの頃にそうやって事前公表されたわけです。でも、結果的には、事前公表ということは、今はもう積算の関係でいくと、設計図書をもらったら誰が計算しても、業者だったら大体同じようなイメージはわくわけですけれども、事前公表の悪

いところは、それによって入札価格の応札も高どまりが起きると。かえって、業者間の談合も誘発させる可能性があるということで、公正取引委員会でも、そういう事例があったから、それが改善されたという自治体もありますという報告があります。

それと、隣の愛荘町は、事後公表しているんですね。そういう中で、入札については事後公表で、最低制限価格については、特殊な何とかのあれを使って、計算式を使って、うちの変動型とまた違うやり方の最低制限価格を応札後に決めるやり方を取り入れておられますけれども、私は、この中で申し上げたいのは、愛荘町は電子入札をしているので、ぜひ担当課は、愛荘町に、一回そういう勉強していただきたい。

西澤清正議長 時間来ました。

今村議員 これだけは申し上げたいと。いい入札形態をとっていますので、ぜひ、課長、1回勉強に行って聞いてください。よろしく願いいたします。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えしたいと思います。

予定価格の事後公表等につきましては、先ほど、議員のお話の中にもありましたように、情報漏えい対策を兼ねて事前に行っております。また、愛荘町の例を出していただきましたけれども、滋賀県内の全自治体で考えますと、事前公表のみで行っておられる団体が本町含めまして6団体、事前と事後の併用が2団体、事後のみで行っておられるのが10団体と、決して本町だけが特殊な入札を行っておるわけではございません。

また、2番目の低価格調査制度ですけれども、この制度につきましては、ダンピング防止を目的として導入されているもので、決して議員のおっしゃる目的とは違う目的で導入されているということでご理解をお願いしたいと思います。

また、同じく滋賀県内の状況で申し上げますと、この低価格調査制度を導入している団体は2団体のみ、それも最低価格制度と併用されているところが2団体、残り全て最低制限価格のみで運用されておられます。

さらに言いますと、近畿地方で全部で211団体ございますけれども、そのうち150を超える、4分の3を超える団体が最低制限価格のみで入札をされておられますので、これも先ほどと同じように、本町だけが特殊な状況ではないと思っております。

また、個人的な見解で恐縮ですけれども、議員のお話の中にありましたよう

に、一般的には談合というのは、高く受注して多くの利益を得るために行われるものだと私は認識しております。落札率が90%後半で落札されておるのならば、議員のおっしゃる談合の疑いも疑われるわけですがけれども、平成28年度に入札を行った工事の平均落札額は約75%で、まして豊栄のさと駐車場拡張工事に関しては65%と逆に低くなっております。

議員も、過去の本会議で、「自由競争が進めば落札額は最低制限価格付近に近づくものです」とおっしゃっておられますが、まさに、今、その状況になってきているのではないかと思われ、議員がおっしゃっていた談合のない自由競争が実現できているのではないかと考えております。

それでもなお、議員として、談合の疑いがあるとおっしゃるのならば、もしかして、議員の考えておられる談合と私の考えておる談合が違うものかもわかりませんので、印象等の不明確なものではなく、根拠を示してお教え願えればと、今後の入札制度に生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

今村議員 電子入札と郵便入札の県下の状況は。答えはないの、それは。

西澤清正議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午後2時23分 散会)